

I 地方分権の推進

1-1 地方分権改革の推進について

内閣府地方分権改革推進室

総務省自治行政局、自治財政局、自治税務局

【提案・要望の内容】

- (1) 全国画一で中央集権的なシステムから、それぞれの地域が自己決定、自己責任の下で、その特性や強みを生かし、活力ある地域社会を創り上げていく分権型社会への転換に向けた取組を強力に推進すること。
また、第4次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）による国から県への事務・権限の移譲については、必要となる財政需要に関し確実に財源措置を行うなど移譲事務を円滑に執行するための必要な支援を行うこと。
- (2) 税源の偏在性が小さく税収が安定した地方税体系を構築すること。
 - ① 少子化対策や地域経済の活性化など地方の増大する役割を踏まえ、国と地方の役割分担に見合った形で国と地方の税源配分を是正すること。
 - ② 地方の重要な財源である地方法人課税は、安易な縮減を行うことなく、必要な地方税財源を確保することも合わせて検討し、地方の歳入に影響を与えないようにすること。
- (3) 地方交付税は、財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、法定率の引上げを含め、その総額を確保し、地方の財政基盤の充実強化に努めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 我が国が持続的に発展を遂げていくためには、全国画一で中央集権的なシステムから、地方が自己決定と自己責任の下で行財政運営を進めることができるよう、真の地方分権型社会への転換が必要です。
地域がそれぞれの個性を生かした活力ある社会を形成していくためには、これまでの地方分権改革の歩みを停滞させることなく、国と地方の役割分

担の徹底的な見直しなど、引き続き改革を推進していく必要があります。

なお、平成26年5月に成立した第4次一括法により、国から地方への権限移譲が進められることとなりますが、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、新たな財政需要等を的確に把握し確実な財源措置等を講ずる必要があります。

- (2) 地方では、徹底した行革努力を行いながら、住民福祉や雇用創出などのために必要不可欠な行政サービスを提供していますが、当県においては、住民サービスの向上と事務事業の効率的・効果的な実施を両立させるため、県・市町村の事務事業等を一体化して処理する県独自の「機能合体」の推進などにより、重複行政の排除やスリム化・効率化に取り組んでいます。

しかしながら、こうした努力や本年4月の地方消費税率引上げにもかかわらず、社会保障費の自然増等により地方の財源不足は常態化しており、安定した財政基盤の確立が求められています。

政府においては、骨太の方針2014に反映させるための法人税改革の議論が進められていますが、法人実効税率の引下げは、地方財政への影響が極めて大きいことから、法人関係税に係る政策減税の大幅な見直しなどにより、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを合わせて検討し、地方の歳入に影響を与えないよう慎重な議論が必要です。

また、法人事業税の外形標準課税は、応益課税としての税の性格を明確化し、税収を安定化させる機能を持つものであることから、まずは既に対象となっている資本金1億円超の法人に対する付加価値割の比重を高めるなどの見直しについて、検討する必要があります。

- (3) 平成26年度地方財政計画において、地方交付税を含む地方の一般財源総額は平成25年度(59.8兆円)を上回る60.4兆円を確保するとされたところですが、臨時財政対策債の比重も高く、地方交付税の原資となる国税5税分の法定率の見直しが求められます。

(県担当課室名 企画振興部総合政策課)

Ⅱ 経済・雇用対策の充実

II - 1 中小企業施策の充実について

経済産業省中小企業庁

【提案・要望の内容】

- (1) 中小企業の自立・創造に向けた取組を促進するため、「ものづくり・商業・サービス革新事業（新ものづくり補助金）」などの支援施策については、中長期的な観点から、継続性・一貫性をもって取り組むこと。
- (2) 特に、小規模企業については、小規模企業振興基本法案に基づく基本計画の策定に当たって、地方の実情を十分踏まえるとともに、持続的な事業活動を支援する具体的取組を明記すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、地域の経済と雇用を支える中小企業の創意工夫と自主的な取組を促進するため、平成26年3月に「秋田県中小企業振興条例」を制定し、県内中小企業の振興を図り、当県経済の持続的な発展と県民生活の向上につなげていくこととしています。
また、小規模企業者についても、その自主的な取組が促進されるように、必要な考慮を払うものと定め、県の制度融資や補助制度において優遇措置を講じています。
- (2) 多様な事業活動を展開する中小企業（小規模企業を含む）の実態を踏まえ、平成25年度補正予算事業「ものづくり・商業・サービス革新事業」では、製造業に加え商業等の分野においても、新製品・サービスの開発や設備投資を始めとする様々な支援施策を活用できることになりました。
今後は、多様な中小企業が、自らの中長期的な計画の中で、支援施策を積極的に活用できるよう、国の当初予算において、継続性・一貫性をもった施策として位置付ける必要があります。

- (3) 国においては、小規模企業振興基本法案が第186回通常国会に提出され、小規模企業施策の体系を示す5年間の基本計画を策定することとされていますが、計画策定に当たっては、経営基盤が脆弱な小規模企業者に配慮した上で、その持続的な事業活動を支援する具体的取組を明記するとともに、産業構造はもとより、人口減少や少子高齢化の進展など地方の実情を十分踏まえることが重要です。

(県担当課室名 産業労働部産業政策課、地域産業振興課)

II - 2 事業承継税制の抜本的な見直しについて

経済産業省中小企業庁

【提案・要望の内容】

中小企業の事業承継円滑化を図るため、事業承継税制について、事業用資産を他の一般資産と切り離して非課税とすること、又は、事業の継続に支障が生じない評価・課税方法を採用すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 中小企業は、地域における経済活動や雇用の確保などにおいて大きな役割を担っており、その経営資源を有効に次世代につなぎ、円滑な事業承継を図ることは、地域活性化のために極めて重要です。
- (2) 平成25年度の税制改正では、事業承継税制（非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度）が拡充されましたが、現行制度では、中小企業が存続していく上で必要な経営者の個人名義となっている事業用資産に対しても一般資産と同じように相続税・贈与税が課されており、また、取引相場のない株式についても経営状態の良好な企業ほど評価額が高額となり、税負担が大きくなっています。このことが、経営基盤や財務基盤が脆弱な中小企業においては、事業承継をスムーズに行う際の大きな障害の一つとなっています。
- (3) 中小企業の活力を生かし、国が成長戦略で進めている中小企業の躍進を図るためには、事業用資産を他の一般資産と切り離して非課税とするなど、中小企業の事業承継に係る税制の抜本的な見直しが必要です。

(県担当課室名 産業労働部産業政策課)

II-3 セーフティネット保証5号の的確な業種指定について

経済産業省中小企業庁

【提案・要望の内容】

セーフティネット保証5号の業種については、地方の実情を十分に反映した的確な業種指定を行うとともに、急激な経済変動が生じた際には迅速な見直しを実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) セーフティネット保証5号は、中小企業の資金調達において重要な役割を果たしており、その指定業種は、リーマン・ショック以降の急激な景気後退や東日本大震災などの影響により原則全業種が指定されていましたが、平成24年11月、対象業種が686業種に減少し、その後727業種となったものの、この4月には多くの業種が指定から除外され206業種となっています。
- (2) 国の経済対策の効果により、全般的には景気回復の兆しはありますが、地方においては多くの企業が景気回復を実感できる状況にはなく、長らく疲弊した経営基盤の改善には至っていないことから、未だに資金繰りに苦慮しており、今後は消費税増税の影響なども懸念されます。
- (3) このような状況での指定除外は、地域を支える中小企業の円滑な資金調達を妨げ、中小企業の継続や成長を阻害するだけでなく、地域経済にとっても大きな痛手となることから、セーフティネット保証5号の業種指定については、地方の実情を十分に反映した的確な業種指定を行うとともに、急激な経済変動が生じた際には迅速な見直しを実施することが必要です。

(県担当課室名 産業労働部産業政策課)

Ⅱ－４ 安定した雇用につながる新たな雇用対策の実施について

厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

有効求人倍率は改善されているものの、正社員の有効求人倍率は低水準にとどまっていることから、企業が正規雇用意欲を高めるような、新たな助成制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 最近の経済情勢の回復により、企業の景況感は好転し、有効求人倍率は近年にない水準となるなど、雇用情勢も回復基調にありますが、一方で労働者に対する非正規労働者の割合が４割を占めるなど、パートやアルバイトといった不安定就労者が増加しており、正社員求人の増加や非正規から正規への転換が課題となっています。
- (2) 県においては独自に、離職者を雇用し研修を実施した上で正規雇用した企業への研修に係る経費の助成制度を設け、正社員求人の増加を求めています。
- (3) 国においては、平成２５年度まで若年者人材育成・定着支援奨励金により、若者を対象とした正規雇用に結び付けるための事業を実施し、これにより多くの若者の雇用に結び付けていましたが、当県においては、事業所の閉鎖などにより年齢層を問わず非正規雇用で働く労働者が増加していることから、これまでの事業を中高年齢層まで対象を拡大するなど安定的雇用につながる事業を創設する必要があります。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

II - 5 東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について

内閣府政策統括官（防災担当） （共生社会政策担当）
復興庁、厚生労働省職業安定局 雇用均等・児童家庭局
社会・援護局

【提案・要望の内容】

- (1) 長期避難に伴い避難者の生活実態が変化していることから、合理的な理由による応急仮設住宅の住み替えに対し、災害救助法の柔軟な適用を認めること。
- (2) 避難者は依然として厳しい生活を余儀なくされていることから、安心して生活を送ることができるよう雇用施策の充実を図ること。
- (3) 子どもを含め避難者の心のケアは長期的な取組が必要であることから、長期にわたる安定した財源を確保した上で万全な対策を講じること。
- (4) 受入自治体が行う主体的な取組に対し、新たな助成制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災から3年が経過しましたが、今なお当県には5月1日現在、429世帯、1,058名の方が避難生活を送られています。
避難生活の長期化により避難者の生活環境等も大きく変化してきており、子どもの成長等に合わせ応急仮設住宅の住み替えを希望される方がいますが、災害救助法では住み替えが認められていません。
- (2) 避難生活や二重生活の長期化に伴い、避難者は厳しい生活を余儀なくされています。生活を支えるためには、帰還を考えている方に対しては帰還するまでの間の「つなぎ就労」、定住を考えている方に対しては安心して生活ができる「正規雇用」等、個々の避難者に合った雇用の場を提供できる施策を展開する必要があります。
「つなぎ就労」にあっては、地方自治体による雇用が有効な手立てと考えますが、地方公共団体が避難者を直接雇用できる「震災等緊急雇用対応

事業」は災害救助法適用地域のみに限定されています。

「正規雇用」に結び付けるには、事業主に対する助成制度である「被災者雇用開発助成金」が有効であることから、多くの避難者が対象となるよう制度の拡充を図る必要があります。

- (3) 県が行ったアンケートによれば、回答者の43.2%が避難生活による心身の不調を訴えており、県では、「地域自殺対策緊急強化基金」を活用し医師や保健師等による定期相談や個別訪問を行っていますが、この基金は平成26年度で終了となっています。

また、子どもを持つ避難世帯への訪問や被災した子どもの心のケアを行う「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」は、被災県以外では活用することができません。

- (4) 県では、どこの市町村に避難されても基本的に同じ支援を受けることができるよう、市町村と調整しながら県主導で支援を行っていますが、この取組は全国の中でも特徴的な取組であり、今後同じような広域災害が発生した場合のモデルになるものです。

このような先進的な取組に対して新たな助成制度を創設する等、国として受入自治体を積極的に支援していく必要があります。

(県担当課室名 企画振興部総合政策課被災者受入支援室)

Ⅲ 新たな成長産業への支援

Ⅲ－１ 電力の安定供給対策の充実について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

- (1) 電力の安定供給対策の充実を図るため、電源構成のベストミックスの構築に向け、現在計画がありながら着工に至っていない各種発電所について、国がその実現までの道筋を示し、必要な支援策を講ずること。
- (2) また、電力多消費型企業における電力コストの軽減を図るため、発電会社と電力多消費型企業等が共同で発電所を整備する仕組みを構築するとともに、その支援措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災以降、原子力発電所の長期停止などの影響により、全国各地で電力の安定供給確保が大きな課題となっていることから、電源構成のベストミックスの構築に向け、現在当県において計画されている火力発電所（能代3号機）、地熱発電所（山葵沢）、水力発電所（成瀬）などの各種発電所の建設を促進する必要があります。
- (2) また、電気料金の値上げにより、非鉄製錬業や電子部品素材製造業などの電力多消費型製造業の経営環境が著しく悪化し、今後、国内での事業継続が困難になることも懸念されます。
- (3) 一方、老朽化が進む一部の火力発電所が更新時期を迎えていることから、電力会社と電力多消費型企業等が共同して発電所を整備すること等により、低廉で安定的な電力供給体制を構築することが必要です。

（県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課）

Ⅲ－２ 洋上風力発電等の導入促進のための送電網整備について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

洋上風力発電等の導入促進を図るため、当県沿岸における地域内送電網の強化とともに、電力会社間の地域間連系線の増強や数十万ボルト級の基幹送電線の整備を促進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国においては、平成26年4月に策定した新たなエネルギー基本計画において、再生可能エネルギーを、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源であるとし、2013年から3年程度は、その導入を最大限加速していき、その後も積極的な取組を進め、これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を上回る導入を目指していくこととしています。
- (2) 当県においても、低炭素社会の構築に貢献するとともに、産業振興や雇用創出を図るため、豊富なポテンシャルを生かした再生可能エネルギーの導入に向けた各種施策に取り組んでいます。

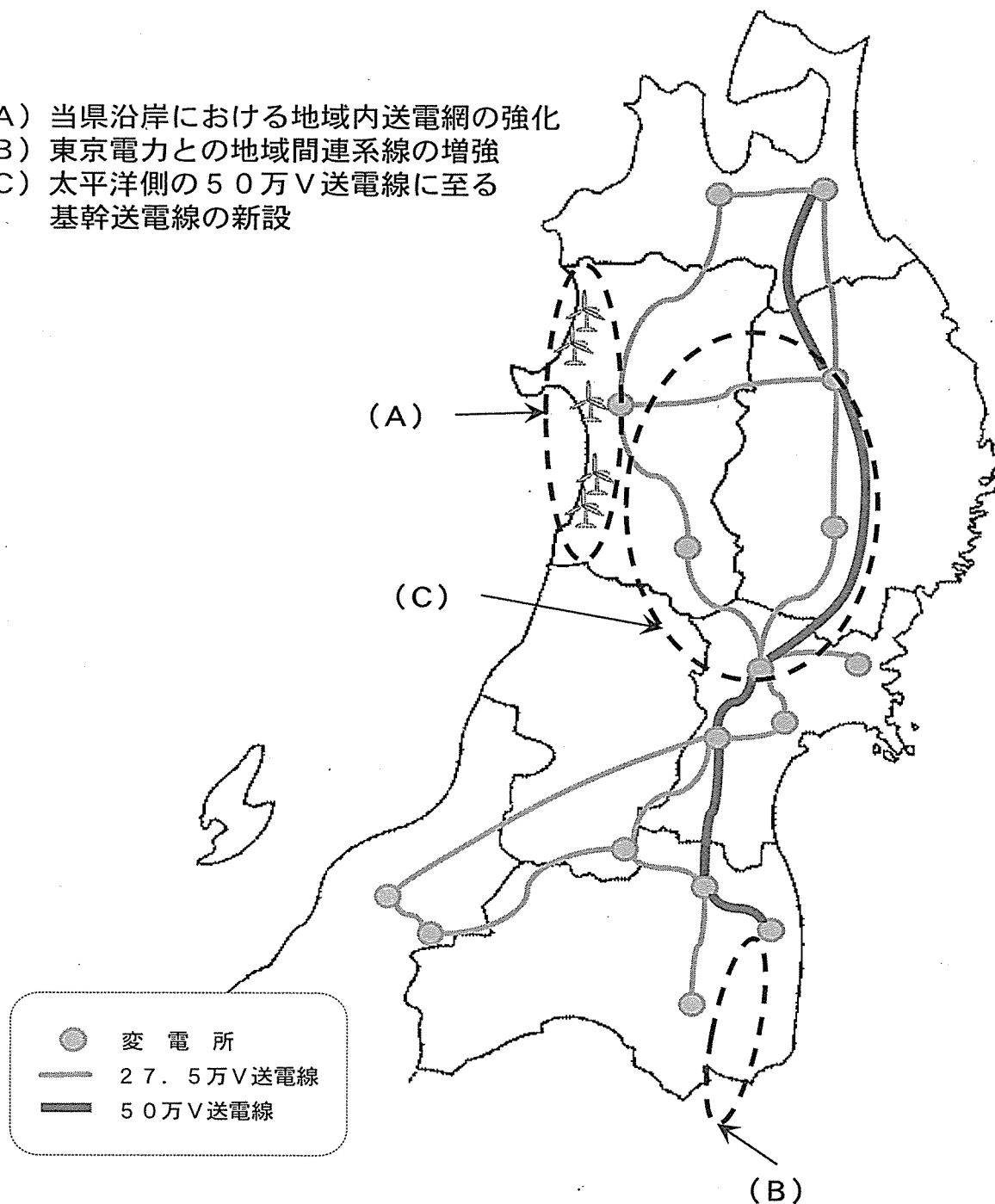
特に、風力発電については、沿岸部を中心に風況が良好であることから、現在、約15万kWの風車が稼働しており、今後の導入予定量を加えると、4～5年後には約44万kWになることが見込まれています。

さらに、県では、沿岸部に広がる県有保安林において、県主導による大規模導入に取り組むとともに、秋田港及び能代港の周辺海域等における本格的な洋上風力の導入に向けた調査検討を進めるなど、更なる導入拡大を図ることとしています。
- (3) しかし、当県沿岸は送電網が脆弱であることなどから、今後、洋上を含めた大規模導入を実現するためには、併せて、送電網の強化が不可欠です。

- (4) このため、経済産業省による平成26年度の「風力発電のための送電網整備実証事業費補助金」について、当県沿岸をその対象地域とし、送電線や基幹変電所の整備などの地域内送電網の強化を早急に進めるとともに、更に長期的な視点から、国が主体となって、電力会社間の地域間連系線の増強や、太平洋側の50万ボルト送電線に至る数十万ボルト級の基幹送電線の新設を図る必要があります。

【送電網の状況】

- (A) 当県沿岸における地域内送電網の強化
 (B) 東京電力との地域間連系線の増強
 (C) 太平洋側の50万V送電線に至る基幹送電線の新設



(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅲ－３ 地熱発電に係る電源立地地域対策交付金の対象の拡大について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

電源立地地域対策交付金の対象となる発電用施設の設置者を、全ての地熱発電事業者に拡大すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は全国第3位を誇る豊富な地熱発電の賦存量を有しており、事業化に向け、湯沢市山葵沢地域では国内初の環境影響評価法に基づく環境調査が行われているほか、国立・国定公園第2種及び第3種特別地域内での調査が、湯沢市小安及び木地山・下の岱地域で全国に先駆けて開始されています。
- (2) こうした計画を円滑に進めていくためには、地熱発電所と地域の共生を図ることが重要であり、関連する施策に要する自治体の財源の充実を図るため、現在、一般電気事業者等に限定されている電源立地地域対策交付金の対象電源施設の設置者について、全ての地熱発電事業者に拡大する必要があります。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅲ－４ 次世代自動車の普及促進に向けた充電インフラ整備の推進について

経済産業省製造産業局
国土交通省道路局

【提案・要望の内容】

充電インフラの整備のための国の補助制度について、その延長を図ること。

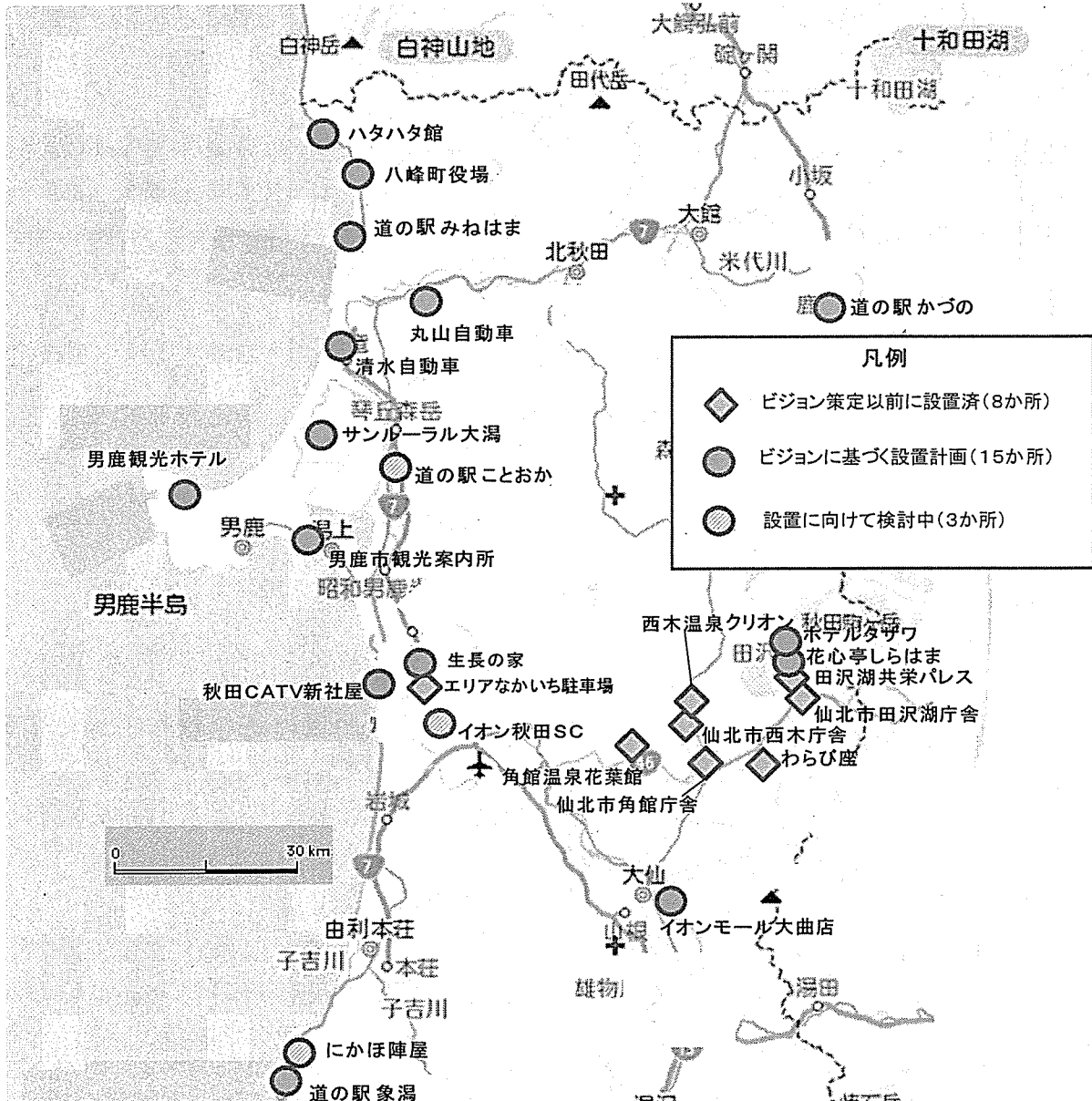
また、高速道路における充電インフラの整備については、国の主導で早期に普及を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

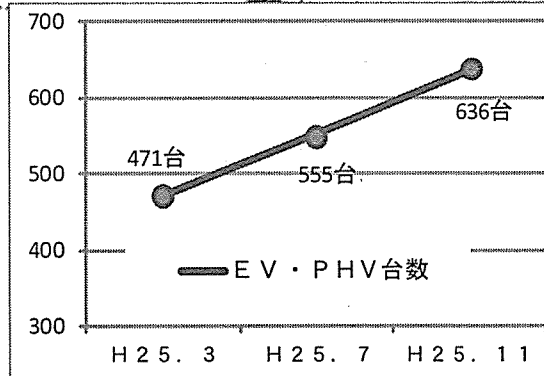
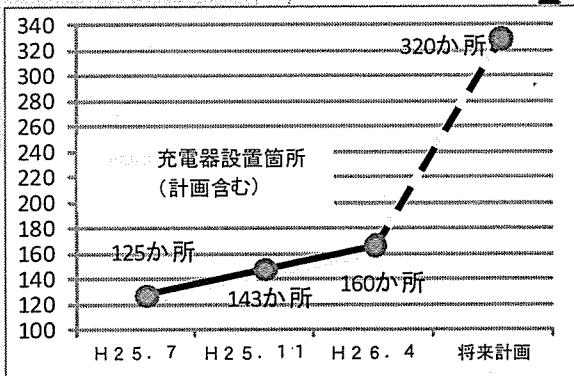
- (1) 低炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出量の約2割を占める運輸部門からの二酸化炭素削減は重要な課題となっています。
このため、低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、需要拡大のための補助制度の充実、充電設備のインフラ整備など、総合的な取組が必要です。
- (2) 県でも、EVバス等の利用を通じた環境負荷の少ない社会づくりに、県民と共に取り組むなど、電気自動車等の次世代自動車の普及促進に積極的に取り組んでおり、インフラ面で普及促進を下支えする充電設備についても県が率先して整備促進を図ることとしています。
- (3) 平成25年8月に策定した「秋田県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」では、既設の125か所に加え、新たに195か所の整備目標を示すとともに、県有施設への設置を行うこととしていますが、平成26年4月時点でのビジョンに基づく設置計画は35か所にとどまっています。
- (4) 今後、環境意識の高まりと燃料価格の高止まりにより、次世代自動車は着実に伸びていくものと見込まれ、引き続き、県では、民間事業者と共に次世代自動車普及、充電設備の整備を促進していくこととしており、国においても充電設備の設置者の負担を軽減する継続的な補助制度の存続が必要です。

《ビジョンに基づく充電器設置箇所》

※自動車販売店を除く



県内の充電器設置状況		箇所数
ビジョン策定前設置箇所数(H25.4末) ①		125
ビジョンの整備計画(H25.8) ②		195
うちビジョンに基づいた設置計画(H26.1末) ③		35
現時点での整備予定箇所(①+③)		160



(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅲ－５ 日露間の輸送品質及び輸送効率の向上について

外務省欧州局
経済産業省貿易経済協力局
国土交通省総合政策局

【提案・要望の内容】

日露間及び日欧間の貿易の活性化を図るため、シベリア鉄道の利用促進に向け、日露間の輸送品質や輸送効率の向上に関し、ロシア政府への働きかけを継続的に行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、日本海を挟みロシア極東地域に最も近い位置にあることから、同地域との経済交流に積極的に取り組むとともに、ユーラシア大陸を横断するシベリア鉄道にも着目し、欧州や沿線諸都市への輸送（貿易）可能性を拓く「シーアンドレール構想」を従前から提唱しています。
- (2) 平成24年8月には釜山港を経由する積み替えなしのコンテナ航路開設が実現したほか、同年11月には秋田商工会議所がロシア沿海地方商工会議所との経済交流に関する覚書を締結するなど、民間企業による取引の活発化も期待されているところです。
- (3) しかしながら、ロシア極東地域の港湾における貨物通関には非常に時間を要するほか、手続の煩雑さのため、輸送日数やコストの面で物流効率を妨げる多くの課題があります。
- (4) また、シベリア鉄道は、欧州までの海上輸送に替わる有力な輸送手段であるものの、海上輸送に比べ料金が割高であるほか、積み荷の安全性や確実性の確保（冬期の温度管理を含む。）など輸送の品質面で課題があることから、海外進出や販路開拓を目指す事業者にとって大きな障害となっています。
- (5) 国においては、「貿易経済に関する日露政府間委員会」などの枠組みを通じて、ロシア側と定期的な協議を行っているところですが、こうした状況のできるだけ早い改善実現に向け、ロシア政府に対し、今後とも継続的かつ精力的に働きかけることが必要です。

(県担当課室名 産業労働部商業貿易課)

Ⅲ－６ 石油製品備蓄の強化について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

災害対策の観点から、重油やガソリンなど石油製品の備蓄を強化する必要があるため、国が主体となって、日本海側の備蓄拠点として男鹿市船川港周辺地域等における整備を進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災では、多くの製油設備が被災して石油製品の供給が困難となり、被災直後における太平洋側の被災地への石油製品の供給に当たっては、秋田港等がその陸揚げ拠点となるなど、当県が大きな役割を果たしたところです。
- (2) こうした経験を踏まえ、災害時でも円滑に石油製品を供給できるよう、広域的な視点から石油製品備蓄を強化することが求められており、特に、製油設備がない日本海側における備蓄機能の確保が必要です。
- (3) また、地理的なバランスから、東北地方における日本海側の備蓄拠点は、原油に関する国家石油備蓄基地を有する当県沿岸部の男鹿市船川港周辺地域等に配置することが適切と考えられます。
- (4) 現在、国では、民間の石油会社等が所有するタンクを借り上げるとともに、石油タンク等の貯蔵供給設備の導入等に対する補助などにより、石油製品の備蓄を増強する取組を進めていますが、日本海側における石油製品備蓄の空白域をできるだけ早期に解消するためには、新たに、国が主体となって、石油製品の備蓄拠点を整備する必要があります。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅲ－７ 地域における産学官連携の推進について

文部科学省科学技術・学術政策局

【提案・要望の内容】

- (1) 地域発のイノベーション創出に向けて、これまでの研究成果や人的資源を活用し、地域が強みを生かして取り組むことができるようにするため、競争的資金について地域枠の設定やシーズ育成に係る資金の拡充を図るなど、地域における産学官連携に対する支援を充実させること。
- (2) 地域の産学官連携に不可欠なコーディネータを長期安定的に確保するため、その雇用やスキルアップへの財政支援を充実すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、国の「地域イノベーション戦略支援プログラム」に加えて、地域の実情に応じた県単独事業を創設し、共同研究や実用化を目指した取組を進めています。

現在、国においては、世界と戦える高度で大規模な産学官連携研究開発拠点の構築や、比較的規模の大きい競争的資金の活用による事業化に向けた研究開発等を推進していますが、競争的資金の地域枠やシーズを育成するための全額委託型の競争的資金がないなど、地域における産学官連携を支援する体制が十分とはいえない状況にあります。

- (2) 当県では、シーズとニーズを結び付け、共同研究や新商品の開発・事業化を行うため、産学官連携コーディネータを雇用しています。

コーディネータは、研究・事業双方に精通して、常に研究者や業界と情報交換を行う高いコミュニケーション能力や調整能力等が必要とされており、こうした人材のスキルアップを図りながら長期安定的に確保するため、国からの財政支援の充実が求められます。

(県担当課室名 企画振興部学術国際局学術振興課)

IV 攻めの農林水産業の展開への支援

Ⅳ－１ 新たな米政策について

農林水産省経営局、生産局、大臣官房

【提案・要望の内容】

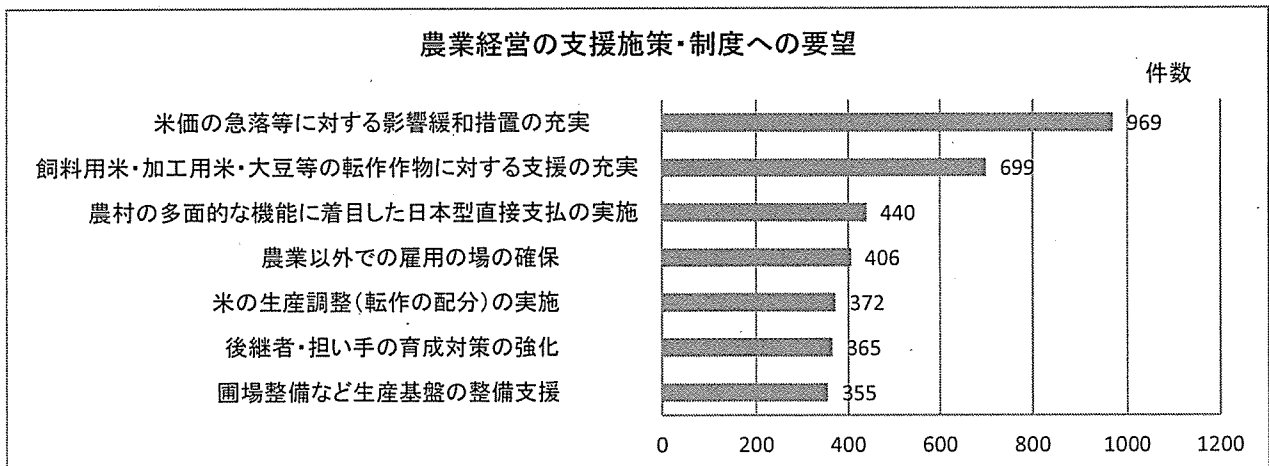
- (1) 経営所得安定対策について、米価の急激な下落等に対するセーフティネットの整備など、認定農業者等の担い手の経営安定に向けた対策の充実を図ること。
- (2) 水田活用の直接支払交付金に係る予算を十分確保し、各産地の取組に対する支援を充実すること。
また、飼料用米について、調製・保管施設等の整備への支援拡充や飼料メーカーへの利用拡大の働きかけなど、農業者が取り組みやすい環境整備のための支援を強化すること。
- (3) 平成30年産米以降においても、国の適切な関与の下、農業者・農業者団体が主体的に作付け判断できるよう、米の情報提供のあり方や、実効ある需給調整が自ずと確保される方策について、更なる検討を行い、その結果を早期に示すこと。
- (4) 担い手の育成と、農産物の高品質かつ低コストな生産・流通体系を構築するため、老朽化が著しい穀類乾燥調製貯蔵施設等について、劣化状況等の耐震性診断や維持・更新計画の策定、これらに基づく施設の長寿命化や更新に対し支援措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新たな経営所得安定対策が始まっていますが、生産現場にあっては、今後の水田営農に対する不安を払拭しきれない中でのスタートとなっています。
特に、水田農業を支えていく認定農業者等の担い手が将来に展望を持って営農に取り組むことができるよう、米価下落に対するセーフティネットの充実など、経営安定のための仕組みや手立てを講じていくことが重要です。

- (2) 水田フル活用を推進するためには、水田活用の直接支払交付金の十分な予算とともに、非主食用米とりわけ飼料用米の取組支援が成否の鍵となることから、交付金以外を含めた支援の更なる充実・強化が必要です。
- (3) 米の生産調整については、生産数量目標の配分が廃止となった場合の具体的な対応などが明らかにされておらず、早急に生産現場に示していく必要があります。
- (4) 当県には、43基の穀類乾燥調製貯蔵施設等が整備されており、地域農業における基幹施設として、担い手の育成や売れる米づくりの推進に大きな役割を果たしてきています。
しかし、このうち4割以上が昭和40～50年代に建設されたものであり、老朽化や機能低下が著しいため、施設の改修や更新が喫緊の課題となっています。

【参考1】「米政策の見直しに伴う農家意向調査」（3,000戸対象）



【参考2】秋田県におけるカントリーエレベーターの設置状況

設置時期	S41～50	S51～63	H元～10	H11～20	H21～	計
設置基数	11	8	17	4	3	43

(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

Ⅳ－２ 農政改革に対応した農業振興の基金制度の創設について

農林水産省大臣官房

【提案・要望の内容】

米政策の大幅な見直しを始めとする農政改革に対応し、強い農業づくりに向けた地域の意欲的・先駆的な取組を支援するため、新たな基金制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) この度の農政改革、とりわけ米政策の抜本的な見直しは、農業を基幹とする当県にとって大きな影響を及ぼすものですが、当県としては、今般の改革を反転攻勢の足掛かりとして長年の課題を克服し、力強い農業を創り上げていくチャンスとしていかなければならないと考えています。
- (2) 特に、生産数量目標の配分廃止が見込まれるまでの今後４年間の取組が極めて重要であり、農業者が将来への不安を払拭し、展望を持って前に進めるよう、担い手育成や中山間地域対策などの諸課題に対して、行政・農業者団体等が一体となって取り組んでいく必要があります。
- (3) 当県では、平成２３年度から２７年度までの５年間、県独自の「農林漁業振興臨時対策基金」を創設し、当県農業の競争力強化・体質強化に向けた施策を重点的に推進してきました。
こうした取組に加え、構造改革を更に加速していくためには、国の農政改革に対応した新たな取組とそれを推進する財政的支援が必要です。
- (4) 政府・与党が掲げる農業・農村全体の所得を倍増させるためには、地方が特色ある農業を実践し、所得向上を図っていく取組が必要不可欠です。
- (5) ついては、今回の農政改革に対応した地域の意欲的・先駆的な取組を後押しするため、地方の裁量で数年間取り組むことができる農業振興のための新たな基金制度を創設することを提案します。

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

Ⅳ－３ 「日本型直接支払制度」の地方負担軽減について

農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

本制度は、全ての国民が享受する農業・農村の多面的機能を維持する制度であり、実施面積の拡大を図る必要があることから、平成２７年度からの法制化に当たっては、基本的に国庫負担により予算を確保し、実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) わが国の農山村地域は、国民の生活に欠くことのできない食料の安定供給はもとより、国土・環境の保全や水源のかん養、伝統文化の継承など様々な面で重要な役割を果たしています。
- (２) 今年度からスタートする「日本型直接支払制度」は、こうした農山村が持つ多面的な機能を発揮するため、地域住民の共同活動を支援するもので、耕作放棄地の発生防止や景観形成の保全はもとより、集落機能の維持等の効果発現にも大きく寄与するものです。
- (３) 当県では、平成２６年度において、全農用地面積の７２％に当たる約１０万８千ha（対前年比１３８％）を本制度の対象として取り組むこととしていますが、今後、市町村が全農用地面積を支援するとなれば、県・市町村ともに大きな財政負担が恒久的に生じることとなります。
- (４) 特に、過疎化や高齢化の進行が顕著で、集落機能の低下や耕作放棄地の増大が危惧されている自治体ほど、財政基盤が脆弱な傾向にあり、本制度を実施するための予算確保が大きな課題となっています。
- (５) こうした現状を踏まえ、これまで以上に農地が農地として維持され、多面的機能の保全が図られるよう、平成２７年度からの法制化に当たっては、基本的に国庫負担により予算を確保し、実施すべきと考えます。

【参考資料】

○当県の実施状況

平成26年度実施予定（H26年4月時点）

（単位：ha、百万円）

	中山間地域等直接支払	多面的機能支払	計
実施市町村数	22	25	25(全市町村)
組織数	634	1,370	2,004
対象面積	10,789	97,300	108,089
全体交付額	1,143	4,722	5,865
国費交付額(50%)	567	2,361	2,928
県費交付額(25%)	288	1,180	1,468
市町村費交付額(25%)	288	1,181	1,469

※ 交付金の対象農用地は、全農用地の72%を占める

（対象農用地面積108,089ha÷全農用地面積150,100ha=72%）

（旧農地・水保全管理支払交付金の活動例）



共同活動による水路の草刈り



地域住民参加による生態系調査

○旧農地・水保全管理支払交付金を実施した地域の声

- ・集落のまとまりが強くなってきている。
- ・耕作放棄地の解消により、害虫や病気の発生が減った。
- ・非農家に自然を守ることの必要性を改めて理解してもらえた。
- ・地域の貴重な資源を再確認できた。
- ・水路等の補修技術の伝承を行い、世代間の交流が図られた。

（県担当課室名 農林水産部農山村振興課）

Ⅳ－４ 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉について

農林水産省大臣官房

【提案・要望の内容】

- (１) TPP参加が我が国の幅広い分野に与える影響を十分に踏まえた上で、特に米や畜産物等の重要５品目について関税を維持するなど、守るべき国益を明確にし、安易に妥協することなく、各国との交渉に臨むこと。
- (２) 地域の基幹産業である農業については、単に貿易の一分野としてではなく、食料安全保障の観点から慎重に扱うとともに、将来にわたり持続的に発展していけるよう、農業の競争力強化に向けた政策や、農村社会を維持する地域政策の観点から具体的な方針を示し、国の責任において十分な対策を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 本年４月に開催された日米首脳会談において、TPPの早期妥結に向けて、引き続き協議を継続していくことが確認されています。
- (２) グローバル化の流れの中では、自由貿易の推進と国内農業の振興の両立が必要との判断は尊重されるべきではありますが、一方で関税撤廃により、米を中心とした当県農業は壊滅的な打撃を受け、農業生産はもとより、農業・農村が持つ多面的機能の喪失などにより、地域経済が崩壊し、市町村レベルでの行政運営が立ち行かなくなることも危惧されています。
- (３) 当県農業が持続的に発展していくためには、TPPへの参加如何に関わらず、国際競争力の向上や農業の体質強化、さらには農村社会の維持等に関して、抜本的な農業・農村対策を構築することが必要です。

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

IV-5 日豪経済連携協定（EPA）について

農林水産省生産局

【提案・要望の内容】

- (1) 日豪EPAの大筋合意を踏まえ、豪州産牛肉の関税引下げ等による国内の畜産及び酪農への影響について、徹底した検証を行い、生産者を始めとする国民に対して十分な情報提供を行うこと。
- (2) 検証の結果、国内生産への影響が懸念される場合には、生産者が将来にわたり意欲的に経営を継続できるよう、生産性の向上や競争力の強化に向け、財源確保を含め、国の責任において十分な対策を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の畜産は、平成24年10月に長崎県で開催された全国和牛能力共進会において県有種雄牛「義平福」の産子が全国第2位を獲得したことなどにより大きな盛り上がりを見せており、当県ではこれを本県肉用牛が飛躍するチャンスと捉え、県産牛のブランド化や生産拡大に取り組んでいます。
- (2) しかし、豪州産牛肉に対する関税の引下げに伴い、輸入拡大による牛肉供給量の増大によって、牛肉価格全体が下落する可能性があることから、競合する乳用種肥育経営体はもとより、多くの肉用牛生産者が今後の経営に大きな不安を抱いています。
- (3) また、影響は肉用牛経営にとどまらず、豚肉消費が豪州産牛肉に代替することや、酪農経営の副産物である乳用子牛の価格低迷などが予想されることから、畜産全体が大きなダメージを受けることが懸念されています。

(県担当課室名 農林水産部畜産振興課)

Ⅳ－６ 園芸共同利用施設の整備等に対する支援の拡充について

農林水産省生産局

【提案・要望の内容】

- (1) 県が重点施策として位置付ける園芸共同利用施設（一元集出荷施設）等の整備を着実に実施できるよう、強い農業づくり交付金等の予算を十分に確保すること。
- (2) 積雪寒冷地における園芸産地の拡大に不可欠な耐雪型パイプハウス等を、JA等が一定規模で整備する場合は、国庫補助事業の対象とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、野菜や花きの産出額を飛躍的に拡大させるため、園芸振興をリードする大規模園芸団地を整備し、園芸経営に専業で取り組む経営体を育成することにより、構造改革の加速化と産地競争力を高める取組を展開しています。
- (2) 大規模園芸団地の整備に当たっては、多量の生産物を一元的に集出荷する施設が不可欠であり、県が重点施策として位置付ける園芸共同利用施設等の整備を着実に実施できるよう、強い農業づくり交付金等の予算を十分に確保することが必要です。

一元集出荷施設の整備計画

- ・事業主体：秋田おばこ農業協同組合
- ・設置場所：秋田県大仙市中仙
- ・処理能力：青果9,729t、花き6,372千本
- ・整備内容：野菜・花き選果集出荷施設、予冷設備等
- ・概算事業費：1,839百万円

- (3) また、パイプハウス等の整備については、「農業用機械施設補助の整理合理化通知」により、国庫補助事業の対象外とされていますが、積雪寒冷地における園芸産地の拡大に不可欠な耐雪型パイプハウス等を、JA等が一定規模で整備する場合は、利用形態（共同利用か個別利用か）及び用途（育苗用か生産用か）にかかわらず、補助対象とすることが必要です。

（県担当課室名 農林水産部園芸振興課）

Ⅳ－７ 雪害に対する果樹共済制度における要件の緩和等について

農林水産省経営局

【提案・要望の内容】

- (1) 果樹共済制度における樹体共済への加入を促進し、経営の安定化につなげるため、共済金の支払要件となっている樹冠容積の損傷程度を3分の2以上から2分の1以上に緩和し、被災農家の救済が十分に行われる制度とすること。
- (2) 雪害による農家経営への影響を最小限に抑えるため、雪害を特定危険方式の対象に加えるとともに、ぶどう棚についても園芸施設共済の対象に加えること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、4年連続の大雪により果樹産地が壊滅的な被害を受けたことから、できるだけ早く産地が再生・復旧できるよう支援を行っていますが、度重なる雪害により、復旧が遅れているほか、農家の生産意欲の低下が懸念される状況です。
- (2) 雪害に対する農家の危機意識は高まってきているものの、補償対象が樹冠容積の3分の2以上の損傷となっているなど、支払要件が厳しく、共済制度のメリットが感じられないことなどの理由により、現在、当県においては樹体共済への加入者がいない状況となっています。
- (3) また、雪害による減収への損害補償については、減収総合方式だけでは加入できないことから、農家の負担を軽減するためには、共済掛金の少ない特定危険方式でも加入を可能にすることが必要です。
- (4) さらに、ぶどう棚については、自然災害により大きな影響を受けますが、園芸施設共済の対象となっていないことから、加入対象とすることが必要です。

(県担当課室名 農林水産部農業経済課、園芸振興課)

Ⅳ－８ 農業農村整備事業予算の確保について

農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

農業農村整備事業の計画的な整備・促進を図るため、中長期的視点に立った安定的な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、年間500ヘクタールのほ場整備の実施を始め、暗渠排水等の排水強化対策、さらには畑作物の高品質・高収量を実現する地下かんがいシステムの導入など、戦略作物等の産地化に必要な基盤整備を重点施策として推進しています。
- (2) ほ場整備を契機として設立された100の農業法人では、水稻や大豆等の土地利用型作物に戦略作物を組み合わせた複合経営や6次産業化への取組など、意欲的な営農が展開されています。
地域の新たな営農展開を実現するには、計画的に事業を実施するための予算の確保が不可欠です。
- (3) このほか、当県では、農業基盤整備促進事業の定額助成の活用により、区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな整備を実施し、農業の体質強化を図っているところであり、引き続き十分な予算の確保が必要です。
- (4) また、国土強靱化の観点から、農村地域の防災減災対策や老朽化した農業水利施設の更新及び長寿命化対策が今後益々重要になることから、安定的な予算の確保が必要です。

(県担当課室名 農林水産部農地整備課)

Ⅳ－９ 森林整備加速化・林業再生事業の延長と木材需要拡大施策の充実について

財務省大臣官房、主計局
農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

- (１) 地域材の安定供給、需要拡大等を総合的に進めるために、川上から川下まで一体的な整備を支援する森林整備加速化・林業再生事業を平成２７年度以降も継続すること。
- (２) 森林吸収源対策を着実に推進するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、地方の地球温暖化対策のための財源を確保すること。
- (３) 森林整備の計画的な推進のため、森林所有者や地方負担の軽減を図る制度を拡充すること。特に、再生林に対しては、持続的な林業の確立のため、高率補助の支援制度の創設などを図ること。
- (４) 国産材自給率５０％の低炭素社会の実現のため、「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、当初予算として公共木造建築物等の整備支援策を拡充すること。また、木材利用ポイント制度を継続するなど、住宅への国産材利用を促進する施策を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 森林資源を有効活用し、森林・林業の再生を推進するため、路網の整備や高性能林業機械の導入、木材加工施設の整備などを総合的に実施する必要があります。このため、地域の実情に即した柔軟な事業を引き続き実施できるよう、平成２７年度以降も森林整備加速化・林業再生事業を継続する必要があります。
- (２) 日本一のスギ人工林面積を有する当県では、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する間伐等の森林整備を着実に進めてきました。今後も、地球温暖化対策に取り組んでいくため、森林吸収源対策を推進するための財源を確保する必要があります。

- (3) 国土の保全、森林資源の循環利用を促進するなどの観点から、森林整備の推進が必要ですが、森林整備事業の地方負担は、財政逼迫により年々厳しくなっているため、地方公共団体等の負担を軽減する措置が必要とされています。

特に、長引く木材価格の低迷などにより、主伐後の再造林が進まなくなることが危惧されており、森林所有者の負担が少ない高率の補助制度や、効率的な造林の推進に資する定額補助制度の創設が必要です。

- (4) 当県では、福祉分野などにおける木造化、木質化に対する意識が高く、要望も多くありますが、木造公共施設等の整備に対する支援の多くは補正予算で措置されており、市町村等による計画的な施設の整備に支障が生じることから、当初予算による十分な支援が必要とされています。

また、住宅等における地域材利用を促進する木材利用ポイント制度を平成26年9月以降も継続するなど、地域材需要を継続的に喚起する必要があります。

(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

Ⅳ－１０ 就業前の林業技術研修に対する助成制度の創設について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

林業従事者の減少や高齢化が進む中で、若い林業技術者の育成は急務であり、就業前の研修事業に対する助成制度を創設すること。

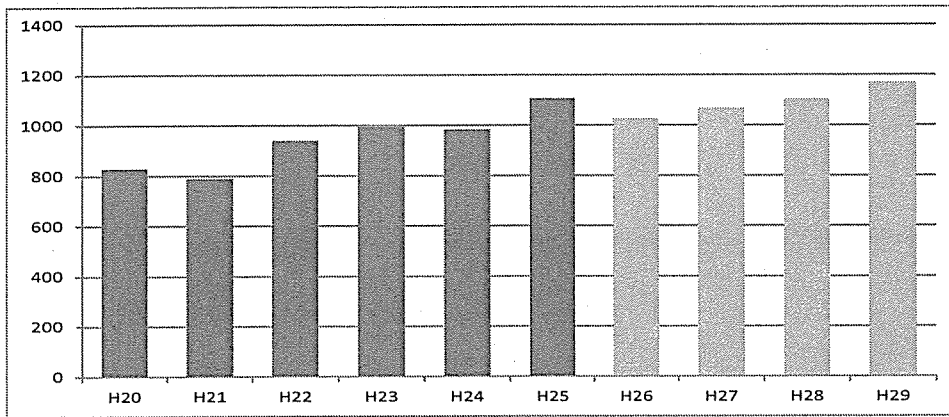
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の充実した森林資源を地域経済の活性化及び雇用の確保につなげるためには、素材生産量の増加を図り、積極的に活用する必要がありますが、当県の林業従事者の年齢構成は、60歳以上が40%を占め、30歳未満は8%しかおらず、若い林業従事者の就業確保が喫緊の課題となっています。
- (2) 今後、素材生産量の増加を図るためには、高性能林業機械を操作できることはもとより、路網整備や低コスト生産システムを考え実行するなど林業経営力を備えた若い人材が必要です。
- (3) このため、当県では、現在、若い林業就業者の確保のため、就業前の研修を実施する林業研修機関（秋田林業大学校（平成27年4月開講））の準備を進めていますが、就業前の研修事業に対する助成制度の創設など、人材育成に対する制度の拡充が必要です。

【参考資料】

1 秋田県の素材生産量

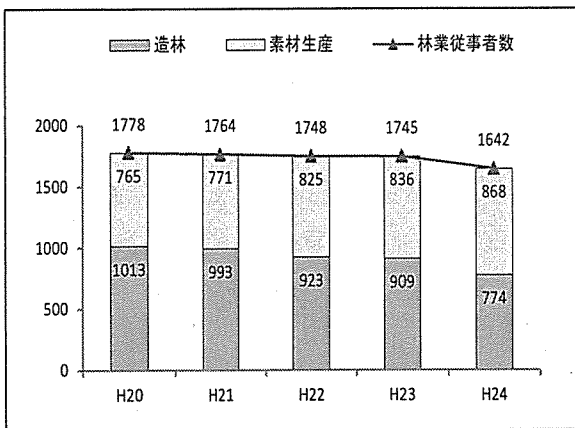
単位：千m³



※H26年度以降は計画値

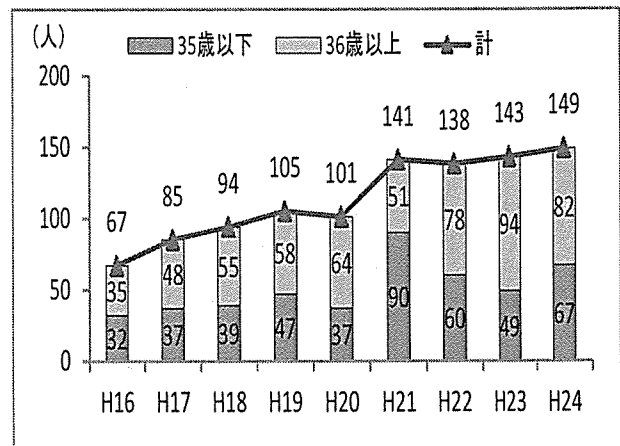
2 秋田県の林業従事者の状況

＜林業従事者の推移＞ 単位：人



＜新規採用者の推移＞

単位：人



3 林業研修機関（秋田林業大学校）の概要について

目的：幅広い知識・技術とマネジメント能力等を習得する就業前の研修を実施し、将来の林業を担う若い技術者を養成する。

研修場所：秋田県林業研究研修センター

研修対象者：新規学卒者等

研修期間：2年間（1,200時間程度/年）

研修人数：1学年15名（2学年で合計30名）

その他：研修については行政機関だけでなく、県内の林業業界や教育機関、機械メーカーが一体となって研修方針や講師派遣、フィールドの提供等を行い、オール秋田で若い林業就業者の育成を図る。

（県担当課室名 農林水産部森林整備課）

V 観光・文化・スポーツの振興

V-1 国内外からの観光客受入態勢の整備促進について

国土交通省観光庁

【提案・要望の内容】

国内外から選好される魅力ある観光地域づくりを、より一層強力に促進するためには、観光圏整備法等に基づく「観光地域づくりプラットフォーム」の設立等を要件とした従来からの支援制度に加え、より具体的な支援制度の創設等が必要である。

このため、次の事項について要望する。

- (1) 訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）による各種取組については、東北地方において訪日外国人旅行客の回復が進んでいない状況等を踏まえ、予算拡充も含めた地方連携事業の強化を図ること。
- (2) 観光客の利便性向上に資する、外国語併記の観光案内標識の設置やWi-Fi環境の整備、民間宿泊施設の改修、景観を阻害する建造物等の撤去など、観光客の受入態勢整備を促進するための新たな支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成25年の訪日外国人数は、1,036万3,900人と政府が統計を取り始めてから初めて、年間1,000万人を突破した。
これは、ビジット・ジャパン事業に加え、円安による為替相場の影響や東南アジア向けの査証の緩和などの取組の結果であると考えます。
- (2) しかしながら、外国人の延べ宿泊者数で見ると、多くの都道府県で東日本大震災前の水準以上に回復しましたが、当県を始めとする東北各県では、依然として大きく落ち込んだままとなっています。
- (3) 当県では、昨年10月から3か月間にわたって秋田デスティネーションキャンペーン（秋田DC）を開催し、集中的な観光誘客を実施するとともに、今年は秋田DCの結果を踏まえた、国内外からの誘客促進や情報交流のための環境整備の促進に取り組んでいます。

- (4) 単県での取組だけでは限界があることから、東北六県などで組織する東北観光推進機構や北東北三県が連携した取組などで広域的な観光誘客に努めていますが、震災前の水準に回復していない東北地方への国の更なる支援が必要です。
- (5) 観光客の受入態勢整備を促進するためのハード整備に対する支援については、各種の低利融資制度や観光地域ブランド確立事業による補助制度があるほか、ホテル・旅館の建物に係る固定資産税の見直しが平成27年度から適用されることが決定したところですが、個々の事業者の意欲を喚起し、受入態勢の一層の充実を図るため、より使い勝手の良い補助制度の創設が必要です。

【参 考】

- 1 これまでに実施された、主な訪日外国人観光客に対するビザ緩和等について
- ・平成21年 7月 日本政府、中国人個人観光客へのビザ発給を開始。
 - ・平成23年 9月 日本政府、中国人個人観光客へのビザ発給要件を緩和。
 - ・平成24年 7月 日本政府、東北被災三県数次ビザ（個人観光）の発給を開始。
 - ・平成25年 7月 日本政府、タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間の延長を開始。
 - ・平成25年11月 日本政府、カンボジア及びラオス国民へ短期滞在数次ビザを開始。
- 2 外国人延べ宿泊者数（従業員10人以上施設）の状況

(単位:人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年【暫定値】	
					平成22年比
秋田県	63,570	22,150	23,930	30,550	48.1%
青森県	59,100	27,600	39,390	51,570	87.3%
岩手県	83,440	32,140	42,790	59,770	71.6%
宮城県	159,490	47,860	74,590	74,990	47.0%
山形県	52,630	30,170	23,390	27,120	51.5%
福島県	87,170	23,990	28,840	29,750	34.1%
全 国	26,023,000	17,015,780	23,822,510	30,743,710	118.1%

出典: 宿泊旅行統計調査(観光庁)

(県担当課室名 観光文化スポーツ部観光戦略課、観光振興課)

V-2 スポーツ振興くじ助成金の要件緩和について

文部科学省スポーツ・青少年局

【提案・要望の内容】

スポーツ振興くじ助成金について、以下の助成対象事業の拡充、助成限度額の引上げを図るよう、要件の緩和等の制度改正を実施するとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対し、その実施を働きかけること。

- (1) スポーツ施設等整備事業について、助成対象外となっている大型映像表示設備等の大規模スポーツイベントの開催に必要な設備を助成対象とするとともに、夜間照明施設の新設等について、助成限度額を引き上げること。
- (2) Jリーグホームスタジアム等整備事業について、助成対象をJ3まで拡充すること。
- (3) グラウンド芝生化事業について、整備費用が高額な人工芝生化事業について、助成限度額を引き上げること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、「スポーツ立県あきた」を宣言し、秋田県スポーツ推進計画に基づき、スポーツ環境の充実を進めています。
- (2) スポーツ環境の充実には、競技施設の整備はもとより、スポーツを観戦する環境の充実を図ることが重要であり、会場全体の盛り上がりへ寄与する大型映像装置や夜間照明の設置を始め、競技施設全体を整備することによって、スポーツ大会やスポーツイベントの観客動員数の増加が期待できます。
- (3) 当県は積雪量が多いため天然芝の維持管理が困難な状況にあり、人工芝の需要が拡大しています。スポーツ大会やスポーツイベント、合宿等の開催・誘致を推進し、スポーツを活用した交流人口の拡大を目指すに当たり高い使用頻度が見込まれる人工芝のグラウンド整備が必要不可欠ですが、初期整備費用が高額なため、導入が進んでいない状況です。

(県担当課室名 観光文化スポーツ部スポーツ振興課)

Ⅵ 地域における医療・福祉対策の充実

VI-1 地域における医師確保に対する支援の強化について

厚生労働省医政局

文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方の恒常的な医師不足の解消を図るため、地域毎、診療科毎の必要医師数を把握するとともに、医学部の定員増など、地域で不足している医師の養成を国において責任を持って行うこと。
- (2) 地方の国立大学法人が、地域特性を踏まえた医学教育の充実や地域への医師派遣機能の強化ができるよう、医学部の教員数増や施設整備に対する財政支援の拡充を図ること。
- (3) 臨床研修制度における地域医療研修期間の延長や、臨床研修後における一定期間の過疎地域勤務の義務付け、病院・診療所の管理者となる要件に医師不足地域での診療経験を付加することなどにより、医師の地域的な偏在の解消に向けた新たな制度を構築すること。
- (4) 医師の養成・確保について、地方に財政負担を強いることがないよう、国の責務として十分な財政措置を講じること。また、地方が独自に実施した医学部医学科の地域枠入学生に係る奨学金についても、地域の医師不足の実情に合わせて財政支援の対象とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成25年10月に、県が県内の73病院を対象に独自に実施した医師の充足状況調査では、全体の63%にあたる46病院が何らかの診療科で医師が不足しており、合計で389人の医師が不足していると回答しています。
また、医療施設に従事する医師の人口10万人対数では、207.5人（平成24年末現在、全国33位）で、全国平均226.5人を下回るとともに、内科、外科、整形外科、眼科、麻酔科が全国平均を下回るなど、医師の不足や地域偏在・診療科偏在などの課題を抱えています。

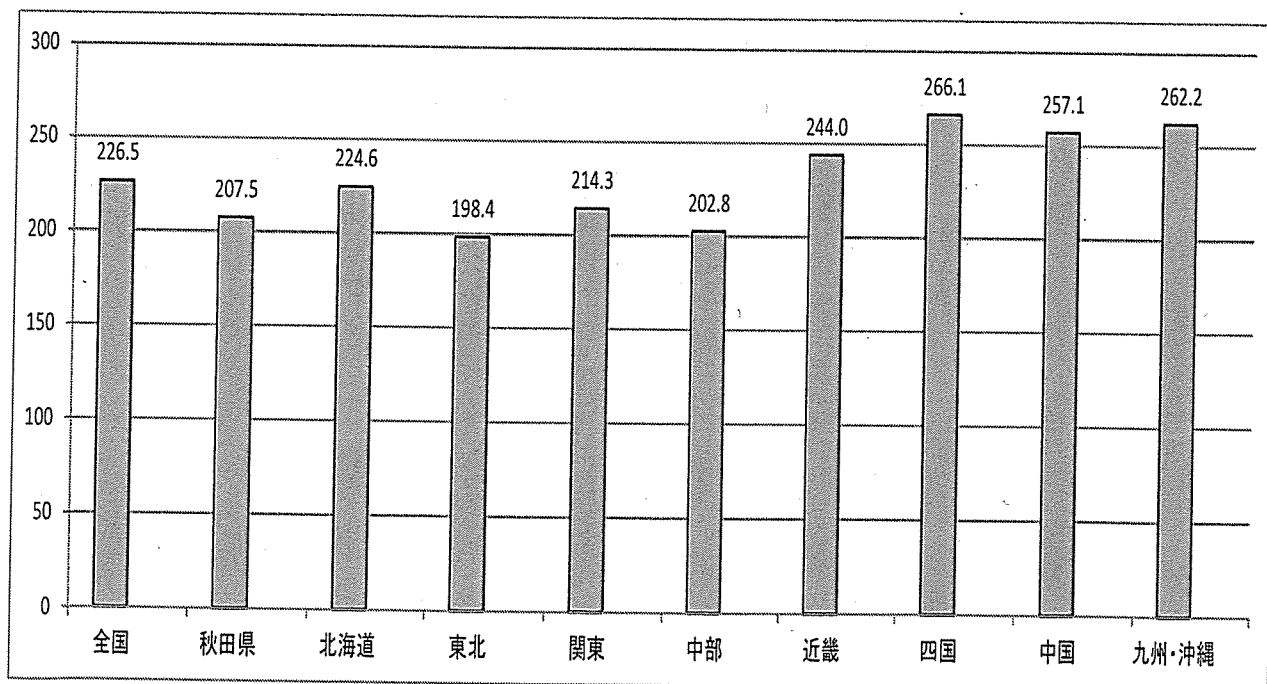
(2) このような中で、県では、医学生等への修学資金の貸与、臨床研修医の確保と県内への定着、秋田大学への寄附講座の設置など、地域医療を支える医師の養成・確保に取り組んできました。

また、医師の不足や地域偏在・診療科偏在を解消し、県民が安心して質の高い医療が受けられるように、平成24年11月に「医師不足・偏在改善計画」（計画期間：平成24年から平成37年まで）を策定し、今後、「若手医師の地域循環型キャリア形成システムの構築」、「県外からの研修医の確保と初期臨床研修制度の改善」、「ライフステージに応じた女性医師への更なる支援」などに重点的に取り組むこととしています。

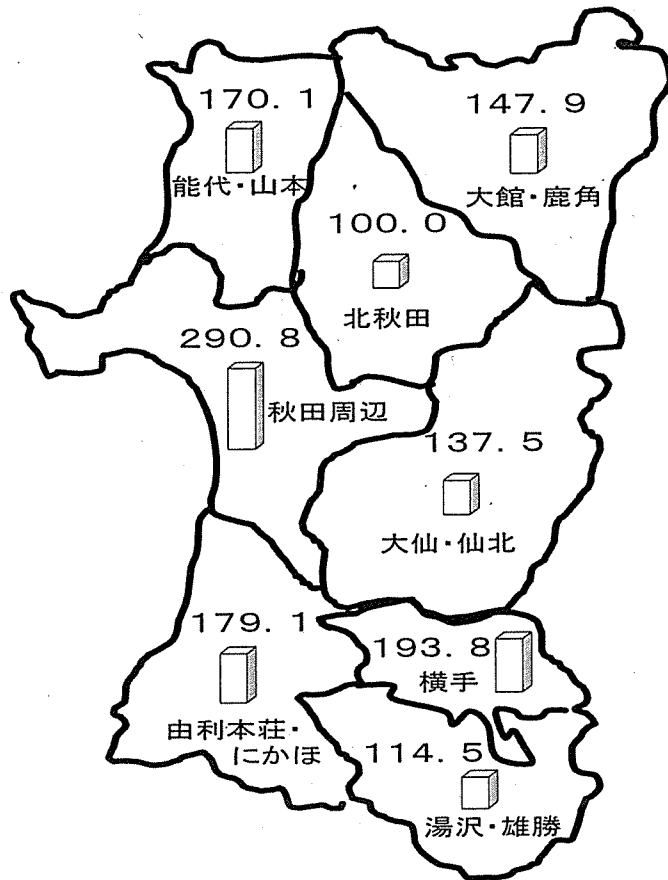
さらに、平成25年4月に地域医療支援センター（あきた医師総合支援センター）を設置し、地域枠等の医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行う取組を始めています。

一方、これらに長期にわたって取り組むためには、多大な財政負担が生じます。

〔地域ブロック別10万人対医療施設従事医師数（平成24年）〕



[二次医療圏別10万人対医療施設従事医師数（平成24年）]



(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課医師確保対策室)

VI-2 新たな財政支援制度（基金）の配分について

厚生労働省医政局、老健局

【提案・要望の内容】

「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度（基金）」の配分に当たっては、県土面積、人口密度、高齢化率、積雪・寒冷の状況等についても基礎的要因に加えるなど、サービス提供が非効率とならざるを得ない地域の実情を十分に勘案すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新たな財政支援制度（基金）については、都道府県人口、高齢者増加割合等の基礎的要因や都道府県計画の評価等の政策的要因を勘案して配分する方針であるとされています。
- (2) 当県では、医療、介護、福祉の連携強化を図りながら、地域包括ケアシステムの構築や在宅医療体制の充実に取り組んでいるところですが、住宅が点在している地域や積雪が多い地域などにおいては、診療報酬や介護報酬だけでは採算がとれず、事業者の参入がなかなか進んでいないのが現状です。
- (3) こうした効率的なサービス提供が困難な地域において体制を整備していくためには、移動に長時間を要することや基準以上の人員が必要となることに配慮した財政支援を行うなど、地域の実情に合わせた取組が必要です。

(県担当課室名 健康福祉部福祉政策課、医務薬事課)

VI-3 公的病院に対する財政措置の拡充について

総務省自治財政局

【提案・要望の内容】

二次医療圏における中核病院であるとともに、災害時において中心的な役割を果たす公的病院について、公立病院と同等の支援を可能とする制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、二次医療圏の中核的医療機関や災害拠点病院の大半を公的病院である厚生連病院が担っていますが、医療制度改革等により厳しい経営を強いられ、地域医療を担う役割を十分に果たすことが困難な状況にあることから、県及び市町村が支援を行っています。
- (2) こうした中で、公立病院の建設改良費については交付税措置の対象となっているものの、県・市町村が公的病院の建設改良費や大規模修繕費に対して助成した場合については、財政的な支援制度はありません。
- (3) 今後、周産期医療や救急医療などの拠点となる機能を有する医療機関の整備や老朽化した施設の大規模修繕等を進めるためには、更なる支援の充実が必要ですが、当県では、公的病院に対して、運営費の助成に加え改築等への助成も行っており、多大な財政負担となっています。

(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課)

VI-4 医療施設の耐震化の促進について

厚生労働省医政局

【提案・要望の内容】

病院の耐震化を促進するため、医療施設耐震整備事業の補助基準額及び対象施設を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 建築物耐震改修促進法に基づく国土交通省の基本指針（平成18年1月）では、病院を含む特定建築物の耐震化率を平成27年までに少なくとも9割とすることを目標としていますが、当県における病院の耐震化率は、平成25年8月1日現在で71.2%にとどまっています。
- (2) 病院の耐震化を促進するための現行の医療施設耐震整備事業では、補助対象施設から公的病院が除かれているほか、原則として、二次救急医療施設に限定されているため、当県の未耐震の病院のほとんどが補助対象となっておりません。
- (3) 一方、平成21年度に創設された医療施設耐震化臨時特例交付金については、補助基準額が医療施設耐震整備事業に比べて大幅に拡充されたほか、公立病院及び公的病院が補助対象とされています。当県では2病院がこの制度を活用し耐震化を図っていますが、当該交付金制度は、平成24年度で終了しました。
- (4) 当県では、東日本大震災の経験を踏まえ、震災時の医療を確保するため、病院の耐震化を促進することが喫緊の課題となっています。
このため、医療施設耐震整備事業の補助基準額を医療施設耐震化臨時特例交付金並みに拡充するほか、対象施設を公的病院及び二次救急医療施設以外の病院にも拡大することが求められています。

(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課)

VI-5 現物給付方式により医療費助成を行った場合の国庫負担金の減額措置の廃止について

厚生労働省保険局

【提案・要望の内容】

国は、地方が単独で実施している乳幼児・小学生や重度障害者に対する医療費の助成事業を「現物給付」により実施した場合、市町村国保に対する療養給付費負担金及び財政調整交付金を減額調整しているが、市町村国保財政上大きな影響を受けているので、この減額措置を廃止すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

県では、乳幼児・小学生やひとり親家庭、重度心身障害者などの医療費に係る経済的な負担を軽減するため、国の制度を補完するものとして、医療費助成事業を実施しています。

この事業は、県民福祉の向上に大きな役割を果たしていることから、今後も引き続き実施していく必要があります。

(県担当課室名 健康福祉部長寿社会課)

VI-6 難病対策の充実と事務負担の軽減について

厚生労働省健康局

【提案・要望の内容】

- (1) 難病対策の法定化に伴う指定難病の拡大に当たっては、特定疾患治療研究事業の対象となっていない胆道閉鎖症などの疾患について、患者が安心して継続的に治療が受けられるよう、医療費助成の対象疾患とすること。
- (2) 難病患者の認定等に係る現行事務の負担を軽減するとともに、新制度の施行に伴う事務が過度な負担とならないよう配慮すること。また、事務に伴う費用負担について必要な財政措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている疾患のうち、特定疾患治療研究事業の対象となっていない胆道閉鎖症などの疾患については、20歳を超えた時点から患者等の医療費の自己負担が大きくなります。
このため、難病対策の法定化に伴う指定難病の拡大に当たっては、医療費を助成する対象疾患として選定し、患者等の負担の軽減を図る必要があります。
- (2) 現行の難病患者認定等の事務については、高額療養費所得区分の保険者への照会事務などにより過大な負担となっていますが、新制度の施行による指定難病の拡大に伴い、指定難病医療機関や難病指定医の指定事務のほか、新規対象患者の認定事務など、新たな事務負担の発生が見込まれています。
このため、事務負担の軽減や人件費等を含めた財政措置が必要です。

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課)

VI-7 障害者自立支援給付（訪問系サービス）に係る県及び市町村の負担の軽減について

厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

訪問系の障害福祉サービスについて、国庫負担基準の撤廃もしくは実情を踏まえた大幅な引上げを図る等により、市町村が決定し支給した費用の2分の1を国が負担すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 訪問系の障害福祉サービスについては、政令で国庫負担の基準額が定められており、この基準額が国の負担上限となります。このため、ALS発症者等在宅の重度障害者の地域での生活を保障するために長時間サービスを提供している市町村においては、恒常的に基準額を超過する分を負担している状況にあります。

当該基準額については国において見直しが行われていますが、平成26年度、本県では10市町村で合わせて1億円強の超過負担額が生じる見込みです。

- (2) 国は、国庫負担基準を超えている市町村に対し財政支援を行うため、二つの補助事業（重度障害者に係る市町村特別支援事業、重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業）を設けており、県としてもこの補助事業を活用し一定の財政支援を行っています。しかしながら、これらの支援をしてもなお市町村の超過負担は解消されず、また、手続きが複雑である上、国の予算配分に左右される不安定な仕組みとなっています。
- (3) 現行の国庫負担基準では訪問系サービスの必要な支給量を賄えず、財政規模が小さく、かつ、在宅の重症難病患者が多い自治体においては、超過分の負担は非常に大きく、財政的に相当厳しい状況にあります。

(県担当課室名 健康福祉部障害福祉課)

VI-8 がん対策の推進について

厚生労働省健康局

【提案・要望の内容】

- (1) がん検診の受診機会の拡大、精度管理の向上及び自己負担の軽減に向け、地方公共団体が独自に取り組んでいる受診促進策や未受診者への受診勧奨策及び検診車等の検診機器の整備に対し、十分な財政支援を講じること。
- (2) がん検診について、職域及び市町村を含めた総体的な受診率や受診実態を正確に把握するための手法の確立を図ること。
- (3) がん医療の均てん化を推進するため、がん医療に携わる専門医の育成や地域への定着を積極的に図り、地方における専門医の不足の解消を図ること。
また、専門性の高いコメディカルの育成について、財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県のがんによる粗死亡率は、平成9年以降連続して全国で最も高い状況にあります。こうした現状を踏まえ、当県では、今年度スタートした「第2期秋田県がん対策推進計画」に、「がんによる死亡率の20%減少」や「検診受診率50%以上」等の目標を掲げ、生活習慣の改善から、がん教育、早期発見、働く世代へのがん対策、医療提供体制整備、緩和ケアに至る施策を総合的に実施しています。
- (2) 県では、がん検診の受診率向上に向け、子宮がん検診について、国の基準を上回り、20歳から39歳までの女性が毎年受診できるよう市町村に助成するとともに、胃がん検診について無料で受診できるクーポン券を40歳と50歳の全県民に配布しています。また、働く世代のがん検診受診を促進するための休日検診への支援や、がん検診未受診者等に対し、直接電話や手紙で受診を呼びかける、コール・リコール事業を県内市町村と連携しながら取り組んでいます。

一方、当県のがん検診は、検診車等による巡回診療によるところが大きく、検診機器の老朽化やデジタル化に対応した更新が必要となっていますが、その整備には多額の費用が必要であり、これまで財源としていた宝くじ助成金の廃止などにより、その財源確保が大きな課題となっています。

- (3) 当県では、職域におけるがん検診について、各医療機関の協力を得て調査を行うとともに、市町村が行うがん検診については、従来地域ごとの相違が見られた対象者数の定義を平成23年度から統一し、当県独自に職域を含めた県全体のがん検診受診率の把握に取り組んでいます。

しかしながら、がん対策の充実を図るためには、全国的に統一された手法による、がん検診受診状況の把握が不可欠です。

- (4) 当県では、「秋田大学がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」において専門医等の養成に取り組んでいますが、一部の分野においては依然として、全国平均と比べ専門医が少ない状況にあります。地方においてがん医療の均てん化を推進するためには、専門医のより積極的な育成を図るとともに、地域医療に携わるインセンティブの付与が必要です。

また、がん医療の質の向上を図る上で、専門性の高いコメディカルの確保が不可欠であることから、県においては、がん診療連携拠点病院等に対し、医療従事者の育成に係る経費の助成を行っていますが、安定的な財源の確保が課題となっています。

◎がん医療に携わる医療従事者専門資格取得状況

専門資格	人口100万人あたり	
	秋田	全国
日本がん治療認定医機構がん治療認定医	79.2	95.8
日本放射線腫瘍学会放射線治療専門医	5.5	8.8
日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医	2.8	7.6
日本看護協会がん専門看護師	0.9	4.0
日本医療薬学会がん専門薬剤師	0.0	2.9
日本医学物理士認定機構医学物理士	0.9	5.5

※数値は各認定機関のHPで公表している最新の数値を基に算出

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課がん対策室)

Ⅶ 次代を担う人材育成のための教育の充実

VII-1 公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 少人数学級の実現においては、小学校第1学年から中学校第3学年までの全学年における安定的な35人以下学級の推進のため、計画的に制度化を図るとともに、指導方法工夫改善のための加配を活用した少人数授業や習熟の程度に応じた取組が効果を上げてきている現状を踏まえ、現在の加配数を維持すること。
- (2) 学校統廃合による児童生徒の教育環境の変化に対応するため、統合された全ての学校に学校統合支援加配を行うこと。
- (3) 養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員定数について、養護教諭の複数配置の算定基準、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員配置の算定基準を見直し、定数改善を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、少人数学習推進事業により、全国に先駆けて小学校1・2年生（平成13年度）及び中学校1年生（平成14年度）において30人程度学級編制を実施しています。その後、平成23年度に小学校3年生、平成24年度に小学校4年生、平成25年度に中学校2年生、平成26年度に中学校3年生に30人程度学級編制を拡充し、教育環境の一層の向上に努めているところです。また、その他の学年においても少人数学習に積極的に取り組んでいます。

当県児童生徒が「全国学力・学習状況調査」において全国トップクラスの成績を収めていることや、生徒指導面で安定していることは、これらの取組の成果ととらえています。

このように、児童生徒に確かな学力の定着を図り、安定した学校生活を送るためには、子ども一人一人にきめ細かな指導を行うことのできる少人数学級の実現と少人数学習（ティーム・ティーチング等）の両輪が不可欠です。

今後、国においては、安定的な少人数学級の推進の観点から、平成27年度以降に向けた基礎定数化による対応及び少人数指導で効果を上げている指導方法工夫改善加配定数の維持、並びに学校の諸課題を解決するための加配定数の維持が必要です。

なお、将来を見通した定数管理のため、新たな「公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」を早期に策定し、中長期的な計画を示すことが必要です。

- (2) 当県では、市町村合併に伴う学校統廃合は終了したものの、少子化による学校統廃合が全県的に長期的に進んでいく状況にあります。学校統廃合は、児童生徒の教育環境を大きく変え、児童生徒に精神的な負担を与える場合もあり、児童生徒が安心して学校生活を営むことができるまでに時間を要するものです。

このような児童生徒の教育環境の変化に対応するため、統合された全ての学校に教員の加配措置を講じることが必要です。

- (3) 当県においては、養護教諭について、保健室利用率の増加や子どもたちの心身の健康に関する複雑化・多様化する問題の解決などに対し、学校規模による教職員の負担の格差を是正する必要があり、複数配置の算定基準の引下げが必要です。

また、栄養教諭・学校栄養職員については、無配置となっている小規模な単独調理場が多く、市町村からその配置を求められており、学校給食の管理及び食育の充実のための定数改善が必要です。

さらに、学校に対する地域や保護者の期待の多様化、学校が抱える課題の複雑化が進行する中、教員の学校業務の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、事務職員の役割が重要となっており、複数配置の算定基準の引下げが必要です。

(県担当課室名 教育庁義務教育課)

VII-2 地域のグローバル人材育成に対する支援の充実について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 全ての小・中・高校を通じて、英語コミュニケーション能力の育成が図られるよう、児童生徒の国際的素養の醸成や英語指導の一層の充実に向けた取組に対し、助成を拡充すること。
- (2) グローバル社会で将来的に活躍するリーダー的人材の育成に取り組む高校を、スーパーグローバルハイスクールとして支援するための予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

当県では、これまでの取組成果や地域の教育資源等を最大限に活用することにより、県全体でグローバル人材を育成し、その成果が地域の活力創出につながるよう、取り組んでいくこととしています。

- (1) 県では、世界に通用する英語コミュニケーション能力を全ての児童生徒に身につけさせることを目的として、小・中・高一貫した授業改善や教員の授業力向上、英語を学ぶ環境整備等に取り組む「あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業」を平成24年度から展開しています。今後、英語での発信力の向上を目的にしたイングリッシュ・キャンプ、探究型学習を視野に入れた高校生海外研修、外国語指導助手の増員等の体制整備を着実に推進していくためには、国からの助成の拡充が必要です。
- (2) 県では、国際教養大学や海外で事業展開をしている企業等と連携しながら、グローバルな社会課題の解決に力を発揮して将来的にグローバル・リーダーとして活躍できる人材の育成に取り組む新しい形の高校づくりを行うこととしています。文部科学省の「スーパーグローバルハイスクール」事業による助成が不可欠であり、採択枠の拡充が必要です。

(県担当課室名 教育庁高校教育課)

VII-3 公立大学や地方の国立大学の安定的な運営の維持について

総務省自治財政局
文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 公立大学に対する地方交付税措置について、安定的な大学運営費用を確保するため、学生一人当たりにより要する経費（単位費用）を引き上げること。
- (2) 地方の国立大学法人に対する運営費交付金について、各大学が安定した財政基盤を将来にわたり維持できるよう措置すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県が設置した秋田県立大学や国際教養大学は、産業振興や人材育成、地域のグローバル化など、多様な分野において大きな役割を果たしています。
公立大学の運営経費については、地方交付税の基準財政需要額に算入されていますが、平成26年度の単位費用は、安定的な運営を維持するには十分とはいえません。
特に、当県においては、少人数教育等により重点的に教育の質の向上を図っていることから、単位費用を増額する必要があります。
- (2) 地域の振興や県民の医療の確保などに大きく貢献している地方の国立大学が、安定的な運営を維持し、地域における「知の拠点」としての機能や役割を持続的に果たせるよう、国立大学法人運営費交付金を確保する必要があります。

(県担当課室名 企画振興部学術国際局学術振興課)

VII-4 子ども・子育て支援新制度における公定価格の拡充 について

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室
厚生労働省雇用均等・児童家庭局

【提案・要望の内容】

- (1) 平成27年度から本格施行が予定される「子ども・子育て支援新制度」の公定価格については、保育士の処遇改善を含む「量的拡充」及び「質の改善」に見合った単価を設定すること。
- (2) 現行の保育所運営費における除雪費加算については、対象となる私立保育所が同一市町村の中でも限定される状況となっていることから、「子ども・子育て支援新制度」においては、対象地域を全県域に拡大するなど、実態に即した加算制度にすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県においては、少子化傾向により出生数は減少しているものの、経済環境の変化等から保育ニーズは高まっているのに対し、保育士の確保が困難なことから受入が難しい市町村が存在します。一方、保育士を目指す学生の多くは、保育士を正規職員として採用する保育所が少なくなっているため、県内就職が難しい状況です。

また、私立保育所では、正規職員として雇用されても、多忙な就労環境や低い賃金のため、比較的短期間に離職するケースが見受けられます。

保育所が年間を通じて安定的にマンパワーを確保し、多様な保育ニーズに対応できる体制を整えられるよう、「子ども・子育て支援新制度」における公定価格を拡充する必要があります。

- (2) 当県は、全県が豪雪地帯に指定されていますが、特別豪雪地帯は合併前の旧市町村単位での指定となっているため、同一市町村の中でも除雪費加算の対象となる私立保育所が限定されています。

近年は、県内において大雪による被害が全県的に確認されており、特別豪雪地帯と豪雪地帯の区別がつかない状況となっています。

こうしたことから、除雪費加算の対象地域を全県域に拡大するなど、実態に合った加算制度にする必要があります。

VIII 人口減少社会への対応に向けた支援充実

VIII－1 総合的な少子化対策への支援について

内閣府大臣官房、政策統括官（共生社会政策担当）
厚生労働省大臣官房、雇用均等・児童家庭局

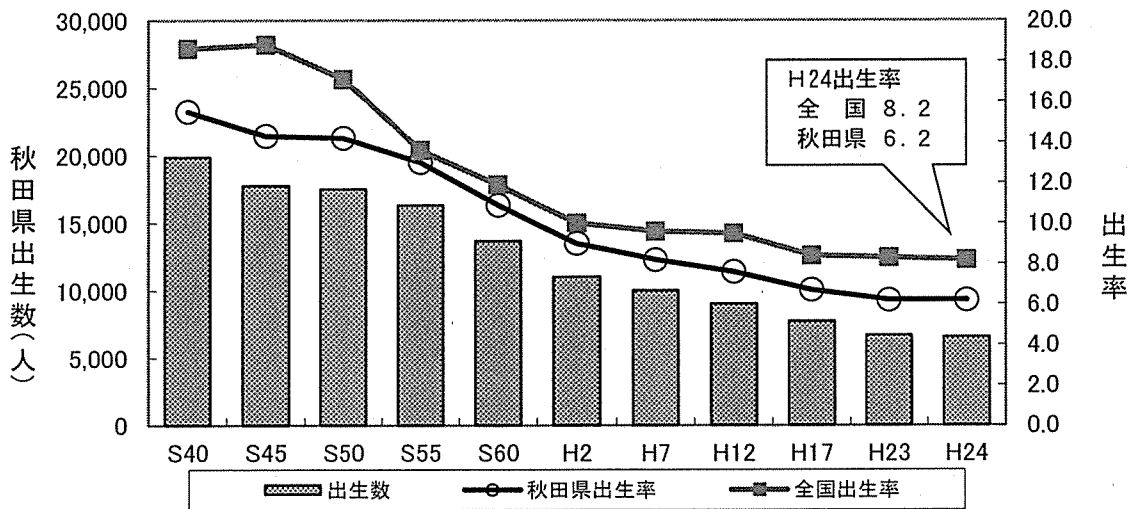
【提案・要望の内容】

- (1) 結婚や出産、子育て等について、個人の意思を尊重しつつ、マスコミ等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するなど、国が主体となった対策を講じること。
- (2) 中小企業における従業員の仕事と子育ての両立が図られるよう、一般事業主行動計画の策定に対する支援のほか、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金など両立支援の取組に対する助成等の拡充や、手続の簡素化などを進めること。
- (3) 地方が創意工夫を活かし、地域の実情に応じた総合的な少子化対策に継続的に取り組むことができるよう、自由度の高い基金を創設するなど、地方の取組を安定的に支援すること。

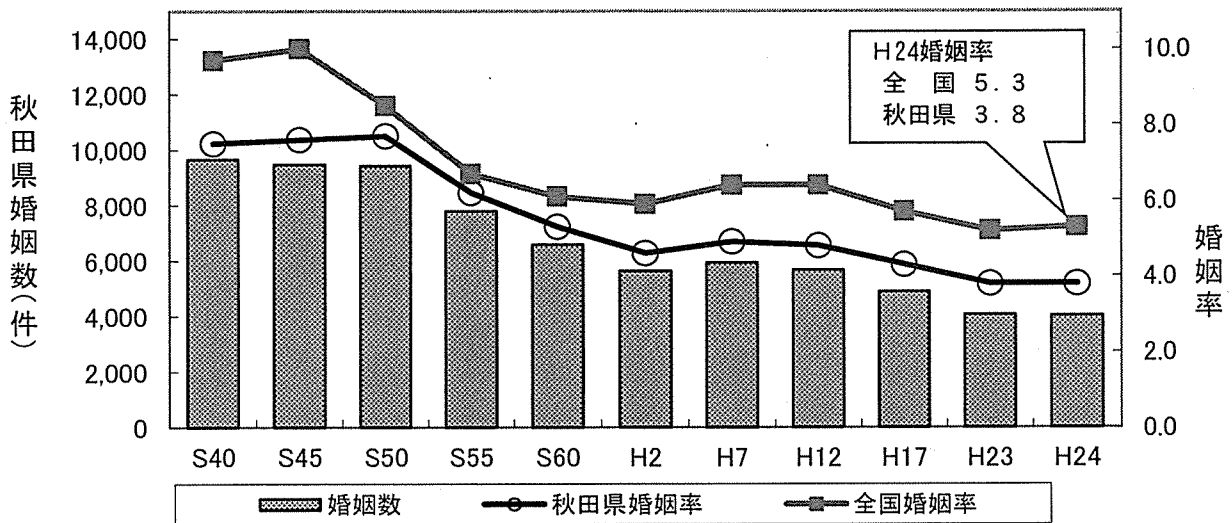
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、出生率が平成7年以降18年連続、婚姻率が平成12年以降13年連続で全国最下位、人口減少率も11.8（千人比）と全国で最も高く、少子化・人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。
国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、当県の人口は平成22年の109万人から、平成52年には70万人を割り込むほか、15歳未満人口の割合も全国最低となるなど、少子化・人口減少はさらに進行するものと見込まれています。
- (2) 当県では「あきた結婚支援センター」による出会いの機会の提供などの結婚支援を始め、専門アドバイザー派遣等による中小企業の一般事業主行動計画策定への支援、子育てしやすい職場づくりに積極的な企業・団体への助成など、両立支援の促進等にも積極的に取り組んでいます。
- (3) 少子化対策は国民的課題であり、未婚化・晩婚化への対応、出会い・結婚支援や子育て環境の整備等は、国の責任において抜本的な改善を図り、強力で推進していく必要があります。

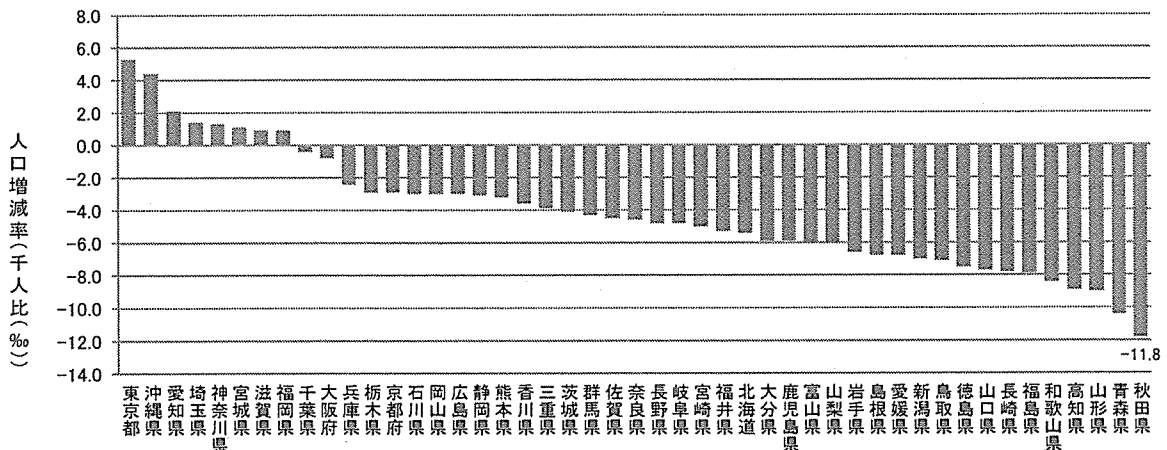
(参考1) 当県の出生数・出生率



(参考2) 当県の婚姻数・婚姻率



(参考3) 都道府県別人口増減率(平成24年10月~25年9月)



※(参考1)(参考2)は人口動態調査【厚生労働省】、(参考3)は人口推計【総務省統計局】による。

(県担当課室名 企画振興部少子化対策局)

VIII-2 子ども・子育て対策の充実について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
厚生労働省（雇用均等・児童家庭局、
社会・援護局、保険局）

【提案・要望の内容】

- (1) 子ども・子育て関連3法に基づき保育や子育て支援等の質・量の充実を図るために必要とされる1兆円超程度の財源のうち、約7,000億円を消費税引上げにより確保することとしているが、不足する約3,000億円超の財源確保について、国の責任において早期に対応策を示すこと。
- (2) 妊婦及び出生児の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査については、歯科健康診査も含めた総合的な健康診査とすること。
- (3) 不妊治療における体外受精・顕微授精などは、医療保険が適用されず、高額な自己負担を伴うことから、医療保険の適用や自己負担に対する助成額の増大など、更なる支援措置を講ずること。
- (4) 子どもの医療費に係る自己負担割合を更に軽減するとともに、対象児童の年齢を引き上げること。
- (5) 中軽度の聴覚障害を有する児童の補聴器購入費用について、財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、出生数が平成16年以降連続して8,000人を割り込むなど、少子化・人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。
このため、県政運営の指針となる「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」において、官民一体となった少子化対策の推進等を重点目標と位置付けるとともに、「秋田の少子化対策“2014”」を策定し、総合的な少子化対策を推進しているところです。
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

や「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定及びこれらの計画に基づく給付・事業の実施に当たっては、安定的かつ確実な財源の裏付けが必要です。

- (3) 妊婦に対する歯科健康診査は、妊婦及び出生児の健康の保持・増進を図る上で重要な役割を担っていることから、県では、平成15年度から、妊婦一般健康診査に加えて、歯科健康診査を含めた費用等について、市町村に対し助成するなど、妊婦健診事業の充実強化を図る各種施策を積極的に展開しています。

国では、妊婦一般健康診査について、平成25年度以降、市町村に対して地方財政措置を講じていますが、歯科健康診査については対象となっていません。

- (4) 不妊治療費助成については、県では、平成24年度より国の補助事業に加え、助成回数、助成額の嵩上げを行っています。

また、こうした事業に加え、不妊に関して悩んでいる方のための相談窓口を開設するなど、総合的な支援に取り組んでいます。

- (5) 子育て家庭に対する経済的支援としては、保育料や乳幼児・小学生の医療費に対する助成などを図り、子どもを産み育てやすい社会づくりを進めていますが、財政事情が一段と厳しさを増す中で、県が実施できる施策・事業には限界があります。

- (6) 聴覚に障害を有する児童が早期に補聴器を装用することは、言語の獲得やコミュニケーション能力の向上に大きく寄与するものですが、中軽度の聴覚障害（聴力レベル30以上70デシベル未満）がある児童については、高額な補聴器を購入しなければなりません。

このため、県では平成22年度から、医師が装用を認めた中軽度の聴覚障害を有する児童に対して、補聴器の購入費用の3分の1を市町村を通じ助成しています。また、市町村も県と同程度の助成措置を行っています。

(県担当課室名 健康福祉部長寿社会課、子育て支援課、健康推進課)

Ⅸ 大規模災害に備えた防災体制の整備

IX-1 社会資本の老朽化対策や防災・減災対策、建設産業振興等に必要な公共事業予算の拡充について

財務省大臣官房、主計局

国土交通省大臣官房、総合政策局、都市局、
水管理・国土保全局、道路局、港湾局

【提案・要望の内容】

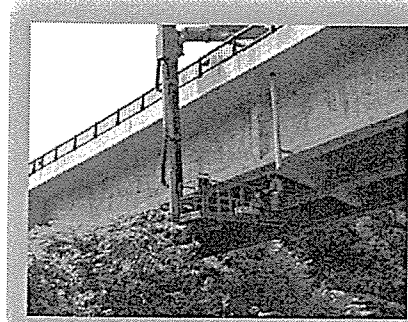
- (1) 社会資本の適切な維持管理や災害に強い県土づくりを計画的に進めるため、老朽化対策や耐震化等の防災・減災対策に係る予算の更なる拡充を図るとともに、「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」に基づく施策を強力に推進すること。
- (2) 災害対応や除排雪作業、社会資本の整備・維持管理の担い手として、地域社会を支える建設産業の維持・活性化を図るため、計画性のある当初予算において、7～8兆円程度の公共事業費を継続的に確保すること。
- (3) 被災地を含めた東北全体の復興を円滑に進めるため、平成28年度以降においても復旧・復興関連予算の継続を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

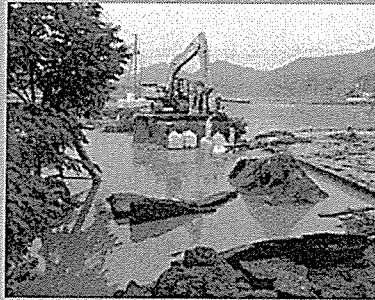
- (1) これまでに整備された道路、下水道、河川、港湾等の社会資本ストックは相当数に上り老朽化が進行しており、県民の安全と財産を守るため、これらの老朽化対策や防災・減災対策が急務となっています。
- (2) 「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」では、産学官のリソースを全て投入し、総力を挙げて本格的なメンテナンスサイクルを始動するよう提言されています。
- (3) 県ではこれまでも、長寿命化修繕計画の策定による計画的な社会資本の老朽化対策のほか、市町村管理施設の老朽化対策を技術面でサポートするなどの取組を進めてきており、対象施設を拡大し十分な対策に取り組むためには、財源確保が課題となっています。
- (4) 一方、公共投資の額はここ2年間下げ止まっているものの、未だピーク時の半分（国当初予算比）程度であり、建設産業は受注高の減少や価格競争による利益率の低下、労働環境悪化等による技術者の減少や高齢化などにより、厳しい経営環境に置かれています。
- (5) 当県においても、建設許可業者数の減少や事業規模の縮小が進んでおり、災害対応や社会資本の整備・維持管理の担い手として、地域を支えることが困難になることが懸念されています。企業における若手技術者の計画的な採用や建設技能者の安定的な雇用維持により、建設産業の振興を図るためには、公共事業費の継続的な確保が必要となっています。

計画的な社会資本整備の推進

■ インフラの老朽化対策、災害復旧 ■ ■ 地域を支える建設産業の振興 ■



橋梁補修

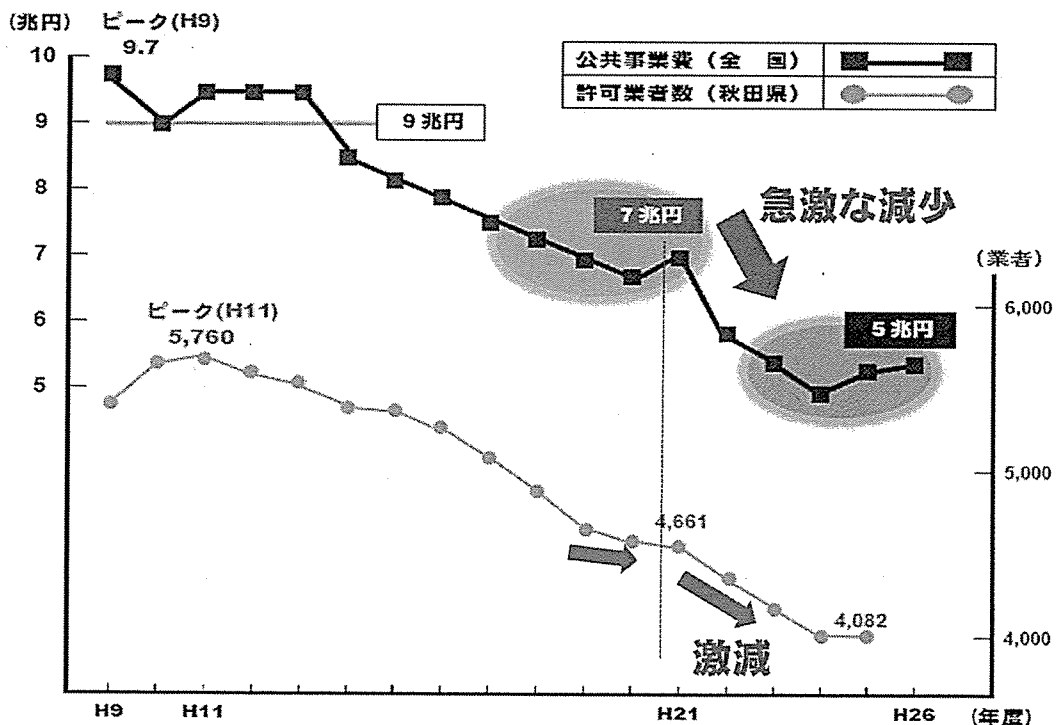


災害復旧作業



除雪作業

減少する公共事業費（当初予算）と許可業者数



■ 必要な社会資本の整備 ■



日治道(小坂JCT)



秋田港(コンテナターミナル)



エリアなかいち

(県担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道課、道路課、河川砂防課、港湾空港課)

IX-2 頻発する豪雨災害に強い県土の構築とダム建設の整備促進について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

- (1) 県民の生命・財産を守り、住民の適切な避難行動ができるように、豪雨災害対策に必要な予算を確保すること。
 - ① 住家連担地や都市近郊等における河川改修事業の計画的推進。
 - ② 土砂災害に対するハード整備や住民の迅速な避難行動のためのソフト対策の推進。
- (2) ダムは、洪水防御はもとより、農業用水や水道水の安定確保、水力発電等の総合的観点から重要な社会資本であることから、成瀬ダムの本体着手及び鳥海ダムの建設着手を早期に実現すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 近年、予測困難で経験のない豪雨による洪水被害や土砂災害が頻発しており、昨年8月には仙北市田沢湖田沢供養佛地区において甚大な土石流災害が発生しました。これに対して国事業としてこれまでに例がないほどスピーディーな対応をしていただき、今年6月末までには砂防えん堤本体工完成の目処となっていることに対して感謝申し上げます。
- (2) 当県では、都市近郊河川や住家連担地の未整備区間の河川整備、災害時要援護者関連施設を保全対象とした砂防施設等の重点的整備に加え、住民の適切な避難行動を支援するため、全ての土砂災害危険箇所の住民への周知を県を挙げて精力的に実施しています。
- (3) 本年4月4日に行われた成瀬ダム工事事務所の開所式では、平成36年の完成を目指して国や県などの一層の連携強化が確認されました。

また、鳥海ダムでは、昨年の継続決定や平成26年度予算の大幅増加、昨年12月の国土交通大臣の平成27年度用地調査着手の意向を受け、地元では歓迎の声が上がるとともに建設着手への期待が大いに高まっています。

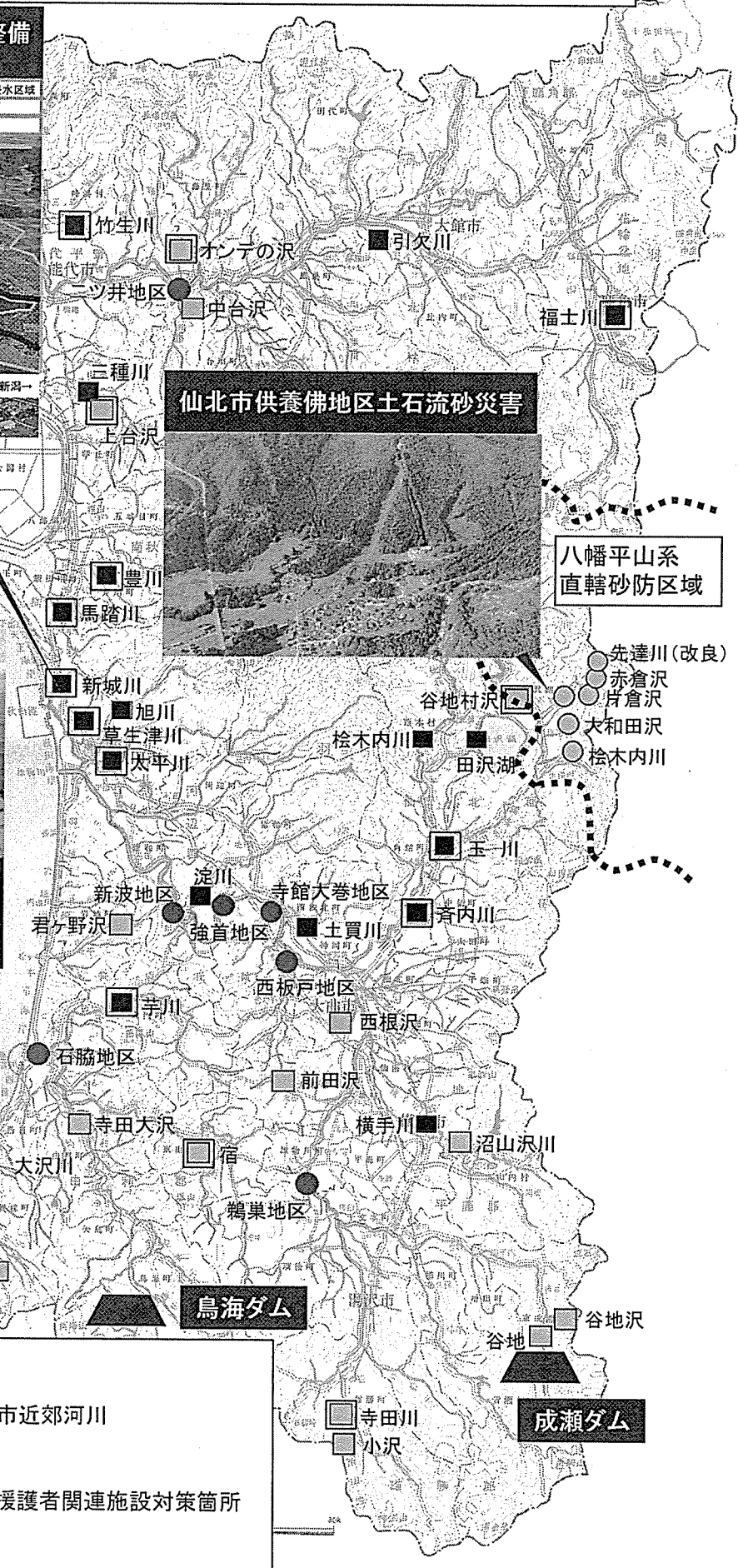
○現段階における直轄ダムの実施状況

- ・成瀬ダム： 工事用道路、付替道路 H26.3.12基本計画変更
- ・鳥海ダム： 地質調査、環境調査

平成26年度 秋田県における主要事業箇所図



八幡平山系
直轄砂防区域



- 凡 例
- : 国直轄河川事業
 - : 国直轄砂防事業
 - : 県補助河川事業
 - : 県補助砂防事業
 - ▲ : 国直轄ダム建設事業
 - (with border) : 都市近郊河川
 - (with border) : 要援護者関連施設対策箇所

(県担当課室名 建設部河川砂防課)

X 公共基盤整備の着実な推進

X-1 社会資本総合整備事業における「雪国ゼロ国制度」の創設について

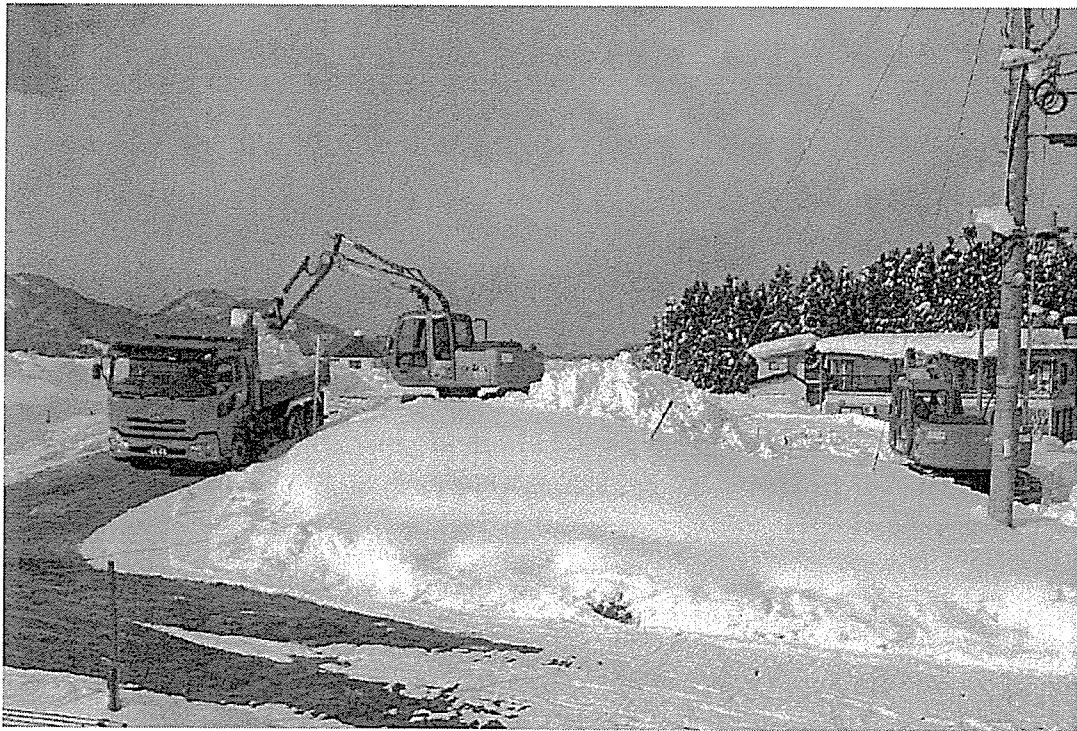
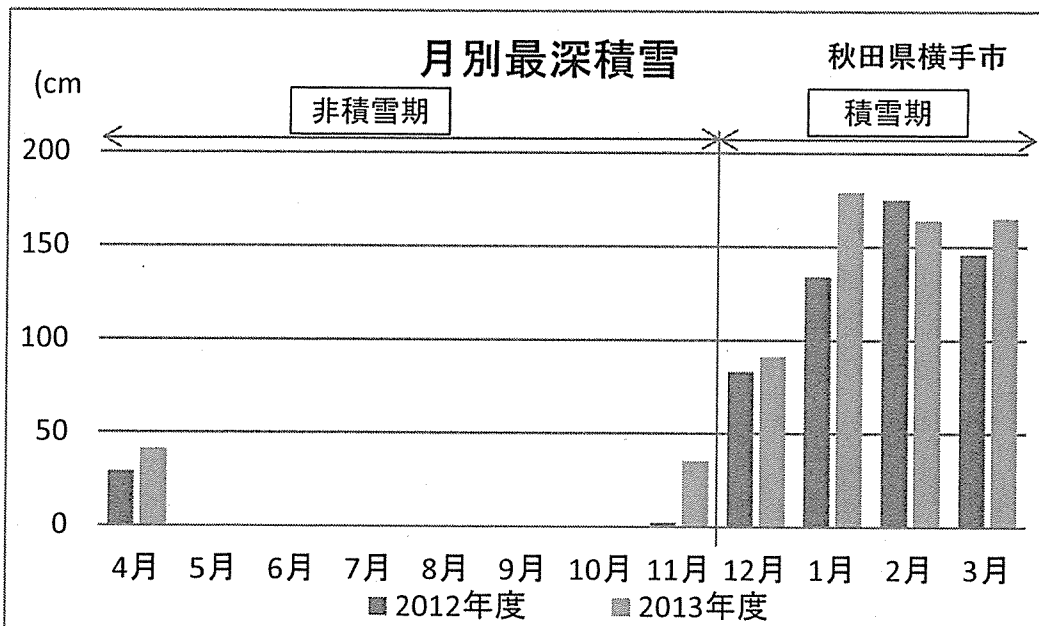
財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、総合政策局、
都市局、水管理・国土保全局、道路局、
港湾局

【提案・要望の内容】

積雪寒冷地においては、積雪による施工期間の制約に加え、日照時間や除雪作業の影響により、冬季の施工時間が減少することなどから、社会資本整備をより効率的に行うためには、雪解け直後の工事着工を促進することが重要であり、国土交通省の社会資本総合整備事業において、予算年度の前年度中に発注が可能となるように「雪国ゼロ国制度」を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 積雪寒冷地においては、積雪による施工期間の制約に加え、日照時間や除雪作業の影響により、冬季の施工時間が減少することなどから、比較的天候が安定している第一四半期の工事を増やすことが重要となります。
- (2) 国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）は、地方自治体が社会資本整備の推進を図る上で大きな役割を担っていますが、予算内示から交付申請、交付決定の手続を経ると、工事契約は6月以降となることが多く、工事施工に最も適した時期を逸してしまうなど、効率的に施工する上での課題となっています。
- (3) 県においては、積雪寒冷地の制約条件への対処や予算の端境期対策を図るため、比較的好天に恵まれる春先の施工を促進できるよう、県単独事業におけるゼロ県債の積極的な活用等に取り組んでいます。
- (4) 国においては、積雪寒冷地の実情を踏まえ、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業のゼロ国債と同様に、年度を跨いだ事業執行が可能となるように、雪国向けのゼロ国制度を新たに創設することが必要です。



施工前に工事用道路等の除排雪を行っている状況

(県担当課室名 建設部技術管理課)

X-2 人口減少社会に対応した「県土の骨格」を形成する 道路ネットワークの整備促進について

① 高速道路ネットワークの早期完成

国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】





高速道路は、広域防災ネットワークの構築や、企業立地・観光振興、物流・生活コストの軽減などの地域産業や経済発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

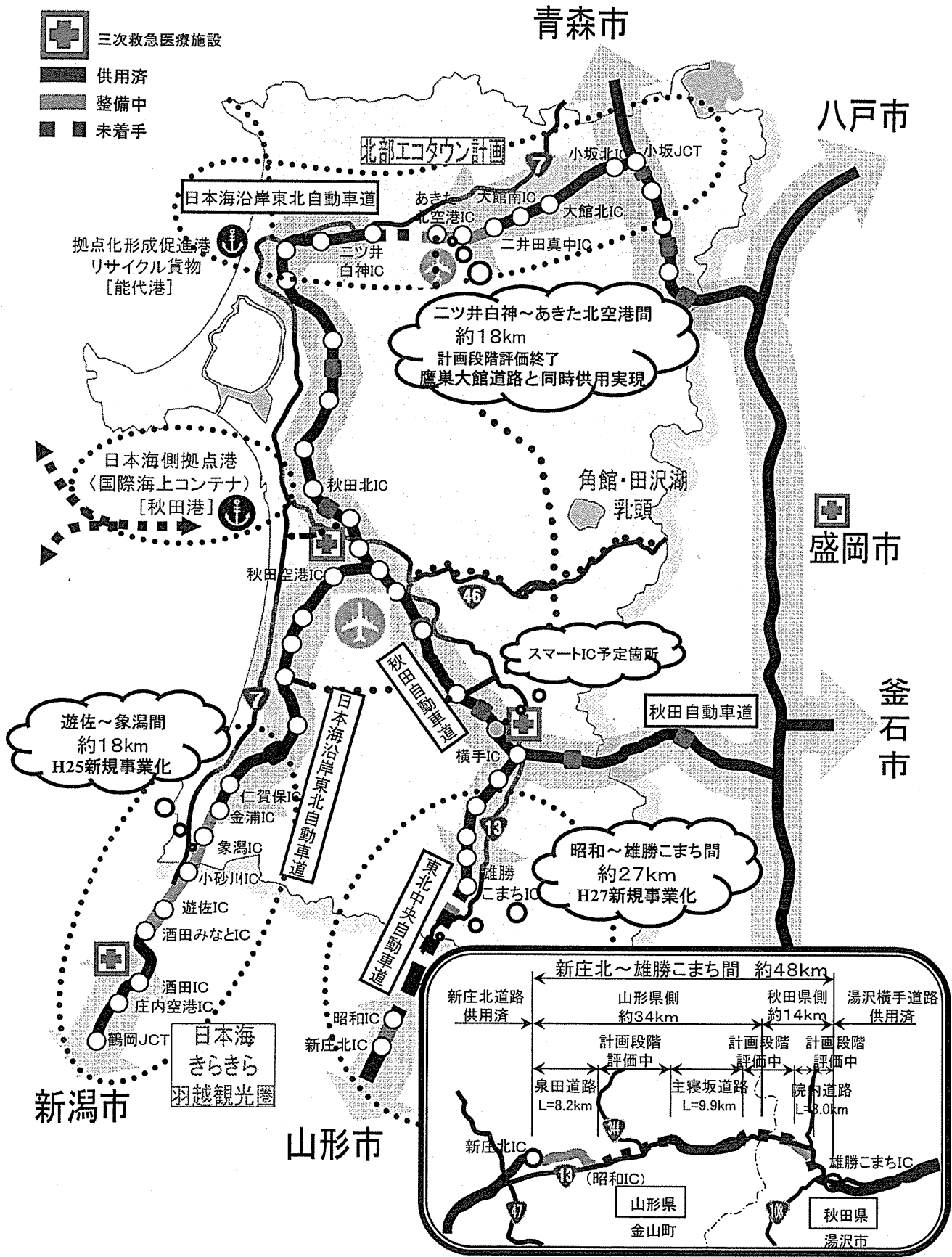
- (1) 事業未着手区間である東北中央自動車道「昭和～雄勝こまち」間について、平成27年度の新規事業化を図ること。
- (2) 「象潟仁賀保道路」については、平成27年度開通に向けて、また、「鷹巣大館道路」については、平成29年度開通に向けて必要な予算を確保し早期整備を図ること。
- (3) 日本海沿岸東北自動車道「二ツ井白神～あきた北空港」間について、隣接する「鷹巣大館道路」の供用に合わせて整備すること。特に現道活用区間である「二ツ井白神～小繫^{こつなぎ}」間については、早期に交通の安全確保や円滑化を図る整備に着手すること。
- (4) 高速道路の利便性を向上させるスマートインターチェンジや休憩施設等の整備に取り組むこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 日本海沿岸東北自動車道「大館北～小坂」間が昨年11月に供用され、企業立地が進むなど一定の効果を上げています。
- (2) 当県では、日本海沿岸東北自動車道「酒田みなと～金浦」間、「二ツ井白神～二井田真中」間及び東北中央自動車道「新庄北～雄勝こまち」間が不連続であり、地域産業や経済発展の妨げとなっています。
- (3) 特に「昭和～雄勝こまち」間については、計画段階評価手続中ですが事業化に至っておらず、早期の事業着手が求められています。
- (4) 当県では、二ツ井今泉道路とあきた北空港ICを結ぶ「鷹巣西道路」を平成29年度の供用を目指し重点的に事業推進しています。
- (5) スマートインターチェンジの設置により、高速道路の利便性向上、地域経済の活性化や、周辺道路の渋滞緩和などの効果が見込まれます。
- (6) 県内の高速道路には、サービスエリアが3か所、パーキングエリアが7か所設置されていますが、設置間隔が長いことに加え、給油所や飲食施設等がほとんどないことから、「遊佐～象潟」間への設置を始めとする県全体を見渡したバランスの取れた利便施設の設置が必要です。

高速道路ネットワークの早期完成

-  三次救急医療施設
-  供用済
-  整備中
-  未着手



(県担当課室名 建設部道路課)

X-2 人口減少社会に対応した「県土の骨格」を形成する 道路ネットワークの整備促進について

② 高速道路を補完する道路網の整備

国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

県全体の活力を維持し地域として自立していくためには、都市間や観光地間、近隣県等との時間距離を短縮することにより、地域間の交流を活発化する必要がある。

このため、高速道路を補完する地域高規格道路などの幹線道路網の早期整備を図ること。

(1) 高速道路を補完し地域間を連結する次の路線を地域高規格道路として整備すること。

① 県都秋田市と盛岡市を最短で結ぶ県央部の「横軸」である国道46号について、「仙北市生保内^{おほほない}～卒田^{もつだ}」間を整備すること。

② 国道101号「西津軽能代沿岸道路」や国道105号「大曲鷹巣道路」の実現に向けた支援を行うこと。

(2) 秋田市周辺の交通を円滑化する国道7号下浜道路など、幹線国道の整備を促進すること。

〔 国道7号 : 下浜道路、秋田南バイパス「秋田市浜田^{やばき}～秋田市八橋」間
4車線化(事業延伸含む) 〕

〔 国道13号 : 河辺拡幅、「横手市^{やわた}八幡^{やわた}～大仙市^{おほせん}和合」間4車線化 〕

【提案・要望の背景や当県の取組】

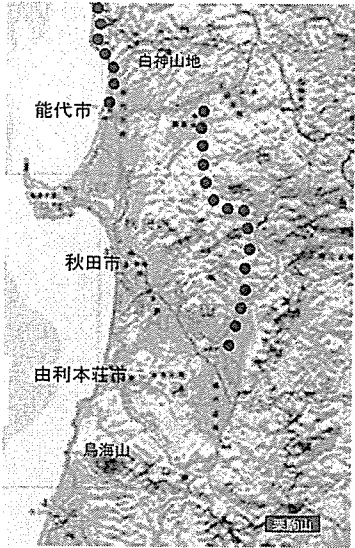
(1) 交流促進、三次救急医療施設への搬送時間短縮、観光振興など、地域の自立と活性化のため、生活圏中心都市間のアクセス性向上が不可欠です。

① 国道46号は、角館バイパスが平成25年3月に全線供用され渋滞解消に大きく寄与していますが、岩手県雫石から当県の仙北市卒田までの区間は、急カーブや急勾配箇所が多く、特に冬期積雪時の安全確保が必要です。

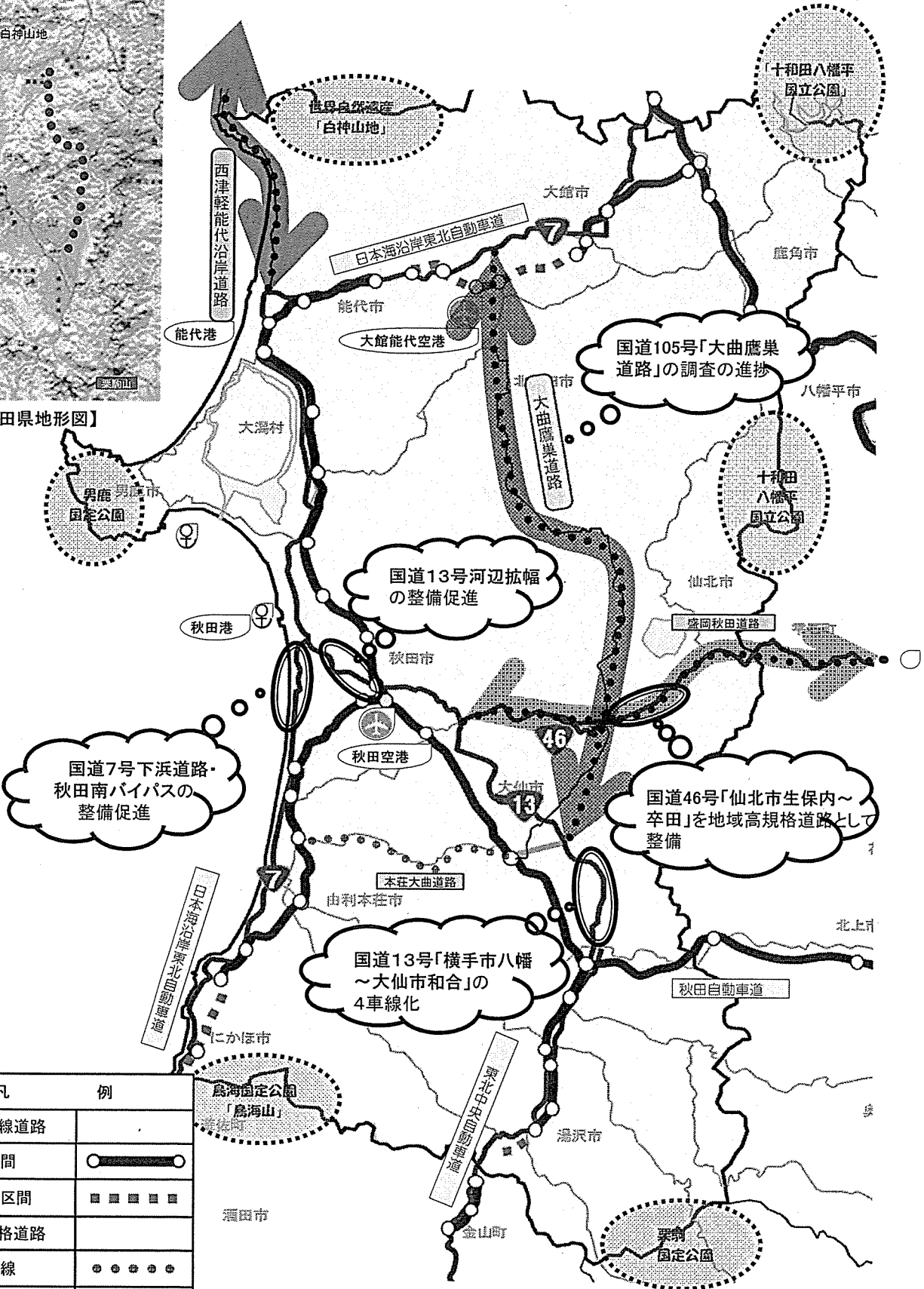
② 国道105号は、内陸部の南北の拠点を結ぶ主要な物流・観光ルートであり、冬期災害に強い道路づくりが必要であることから、今年度は道路交通調査費補助により、概略ルートの検討を行います。

(2) 国道7号及び13号は、日沿道や東北中央道と相互補完の機能を有し、リダンダンシーを確保する重要路線にもかかわらず、事業区間を始め慢性的な渋滞や多数の交通事故が発生している区間があります。

高速道路を補完する道路網の整備



【秋田県地形図】



凡 例	
高規格幹線道路	
供用区間	●——●
事業中区間	■ ■ ■ ■ ■
地域高規格道路	
計画路線	● ● ● ● ●
候補路線	● ● ● ● ●

(県担当課室名 建設部道路課)

X-3 環日本海交流の拠点となる秋田港等の整備促進と県内港湾における津波対策への支援について

国土交通省大臣官房、港湾局

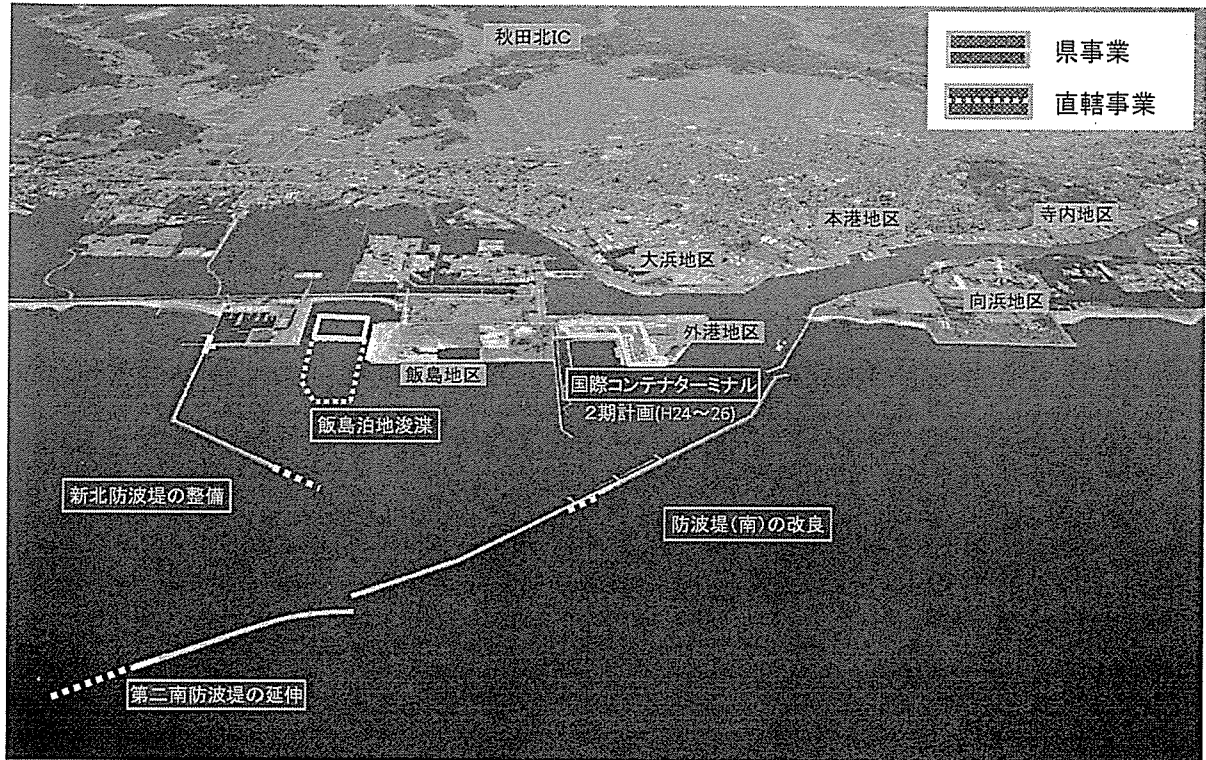
【提案・要望の内容】

- (1) 環日本海交流の拠点である秋田港やエネルギー供給の拠点である能代港について、通年で安定した船舶の入港・停泊を可能とする港内静穏度の更なる向上を図るため、国直轄事業による外郭施設等の整備を促進すること。
- (2) 県内の経済を支える秋田港、船川港、能代港について、港湾整備事業の推進を図ること。
- (3) 県内港湾における津波対策については、本年度より具体的な対策検討を実施する予定であり、早期に対策が実現できるよう支援すること。

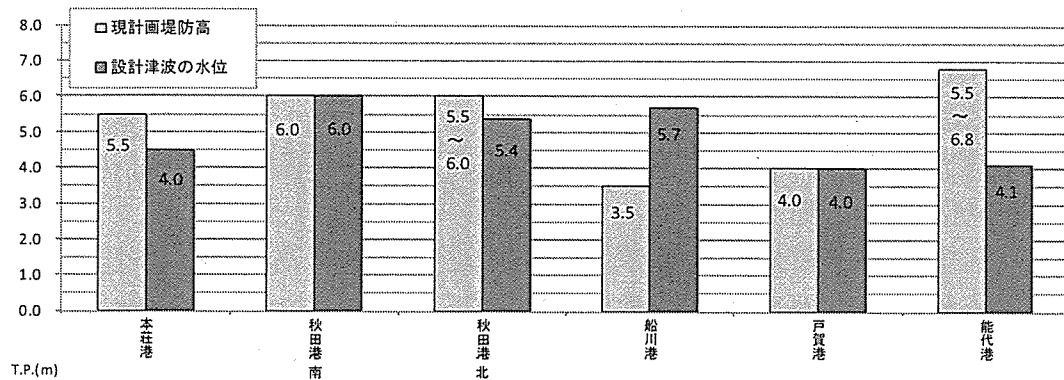
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田港の平成25年のコンテナ貨物取扱量は、過去最高の7万3千TEUに達し今後も増加する見込みであり、環日本海交流の拠点として重要性が増しています。
こうした状況に対応するため、県では外港地区に国際コンテナターミナルの整備を進めており、平成26年度内の完成を図ることとしています。港内の岸壁は通年で安定した船舶の入港・停泊を可能とする静穏度に達しておらず、国による防波堤等の整備が急務となっています。
- (2) 当県では、数十年から百数十年に一度発生すると想定される「発生頻度の高い津波」の水位を平成25年9月に設定しています。平成26年度からは具体的な対策を検討する予定であり、港湾背後地の人命・財産を守るための対策が急務となっています。

環日本海交流の拠点となる秋田港の整備促進



県内港湾における津波対策への支援



※現計画堤防高:海岸保全基本計画上の計画堤防高

(県担当課室名 建設部港湾空港課)

X-4 半島振興法の有効期限延長等の措置について

国土交通省国土政策局
総務省自治行政局、自治財政局
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

- (1) 半島地域の振興を推進するため、平成27年3月31日限りで失効する半島振興法の有効期限を延長すること。
- (2) 半島振興計画に基づく事業の円滑な実施及び事業実施のための財政等支援措置の充実を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 半島振興法は、昭和60年6月14日、議員立法により公布・施行（期限10年）され、以降10年毎に2度延長されています。（平成7年4月1日施行（～平成17年3月31日）、平成17年4月1日施行（～平成27年3月31日））
- (2) 当県においては、昭和63年に男鹿地域が半島振興対策実施地域に指定され、本法の財政措置等により半島循環道路など交通基盤の整備において着実に成果が現れてきています。（①参照）
- (3) 一方、男鹿地域では、市町村道の舗装率が全国平均よりも下回っている状況にあります。
また、高齢化の進展が著しいほか、納税義務者一人当たり課税対象所得額が低く、生活環境基盤の整備が遅れており、市町村の財政力も弱い状況にあります。（②、③参照）
- (4) このため、半島振興法の期限を延長するとともに、国庫補助率の嵩上げ制度を拡充し、過疎対策事業債に準ずる充当率及び交付税措置率となる地方債を創設するなど、財政等支援措置の充実を図る必要があります。

【秋田県内の半島振興対策実施地域】

	市町村名	地域指定時の市町村名	地域指定日
男鹿地域	男鹿市	男鹿市、若美町	昭和63年12月23日
	潟上市 [一部]	天王町	昭和63年12月23日
	三種町 [一部]	八竜町	昭和63年12月23日
	大潟村	大潟村	昭和63年12月23日

①一般国道・都道府県道の改良率

地域別	平成10年	平成17年	平成22年
全 国	69.8%	73.8%	75.3%
半島循環道路等	86.6%	90.8%	91.7%
男鹿地域	86.3%	95.0%	95.0%

資料:国土交通省道路局調べ(各年4月1日現在) ※男鹿地域は秋田県道路課調べ

②男鹿地域内の市町村道の舗装率

地域別	平成7年度	平成12年度	平成22年度
全 国	70.3%	73.5%	77.2%
半島地域	73.4%	75.9%	77.3%
男鹿地域	56.3%	62.5%	67.1%

資料:総務省「公共施設調」、「道路統計年報」、秋田県市町村課調べ(現市町村単位による単純平均(一部指定市町村は全域含めて集計))

③各種指標

項 目	全 国	半島地域	男鹿地域
高齢化率 (H22)	22.8%	30.2%	29.4% (全国比1.29)
1人当たり課税対象所得額 (H23)	3,209千円	2,699千円	2,347千円 (全国比0.73)
水洗化率 (H19)	91.8%	49.6%	55.7% (全国比0.61)
財政力指数 (H23)	0.51	0.37	0.34 (全国比0.67)

資料:総務省「国勢調査」、総務省「市町村税課税状況等の調」、「全市町村の主要財政指標」等

(県担当課室名 企画振興部市町村課)

X I 環境保全対策の推進

X I - 1 地球温暖化対策の推進について

環境省地球環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 温室効果ガスの暫定の削減目標である「2005年度比マイナス3.8%」について、速やかに見直しを実施するとともに、国の「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」を変更するなどして、国と地方の役割分担の明確化など同目標達成のための具体的な対策を早期に示すこと。
- (2) 地球温暖化対策は、地域住民の意識改革やライフスタイルの見直しなどの継続的な取組が重要であり、各地方公共団体がその地域特性に応じたきめ細かな施策を実施できるよう、拠点となる地域地球温暖化防止活動推進センターへの支援や、地球温暖化対策税を活用した交付金制度の創設などの財源措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成25年11月にCOP19で表明された温室効果ガスの削減目標「2005年度比マイナス3.8%」については、今後、国において、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直すこととしており、これに伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に定める「地球温暖化対策計画」を変更するなど、目標達成のための具体的な施策の明確化が必要となります。
- (2) 同法で、都道府県や市町村は「地方公共団体実行計画」を定めることとされ、県においては平成23年に「秋田県地球温暖化対策推進計画」を策定し、地域特性に応じた施策を実施しています。また、県内25市町村のうち18市町村が計画を策定し、同様に温暖化対策に取り組んでいますが、必要な財源の確保が困難であり、施策のきめ細かい継続的な実施による削減目標の達成が困難となるおそれがあります。

(県担当課室名 生活環境部温暖化対策課)

X 1 - 2 八郎湖の水質保全対策に対する支援の一層の充実 について

環境省水・大気環境局
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

第2期湖沼水質保全計画に基づく対策事業に対する支援を継続・拡充するとともに、県が単独で実施する事業についての財政的支援及び国の既存制度の要件緩和や新たな支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 八郎湖については、国営干拓事業が完了した後、徐々に富栄養化が進行したことから、平成19年度より、湖沼水質保全特別措置法に基づく水質保全計画を策定し、流域市町村や関係機関とも連携して総合的な水質保全対策を推進しています。

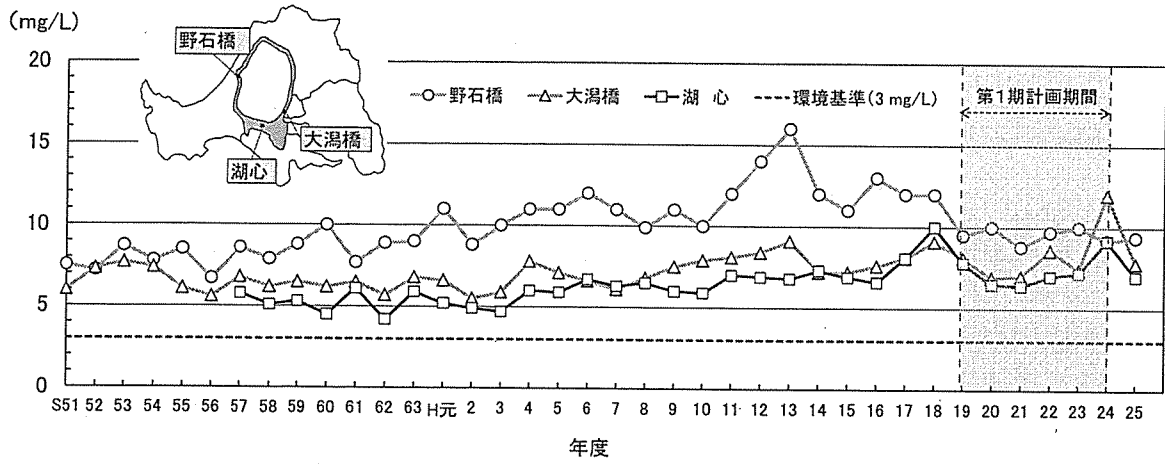
第1期計画では、下水道等の整備や工場の排水規制の強化などにより、流入河川の水質には改善傾向が見られるものの、平成24年度は夏場にアオコが大発生するなど、依然として湖水の環境基準は達成しておらず、効果的な水質保全対策の実施が求められています。

- (2) こうした中、県では昨年度からアオコ被害防止対策事業として、破壊式アオコ処理装置と高濃度酸素水供給装置による実証試験を行い、引き続きこれらの対策と湖岸の植生回復や西部承水路の水の流動化促進など、様々な対策を県単独事業として実施していますが、財政的にも逼迫した状況にあることから、これらの事業に対する国の支援が必要です。

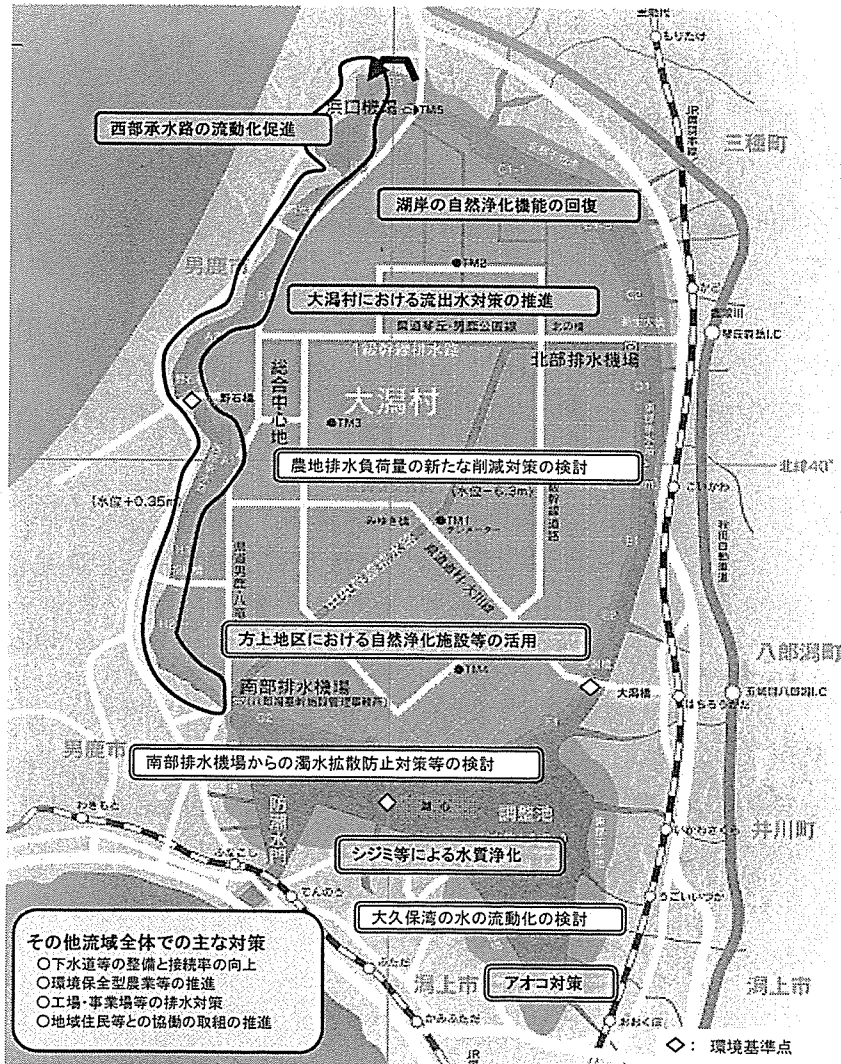
- (3) 先般、3月に策定した第2期計画では、新たにアオコ対策とシジミ等による水質浄化対策を盛り込むとともに、引き続き大潟村における流出水対策や湖岸の自然浄化機能の回復等に取り組むこととしています。

また、産学官連携による水質浄化のための調査研究体制を整備するとともに、より実効性の高い対策を検討することとしています。大規模な対策を計画・実施するためには、国による技術的な指導・助言はもとより、各省の連携による新規事業の創設など、支援事業の充実が必要です。

(1) 八郎湖水質の経年変化 (COD 75%値)



(2) 第2期計画における主な対策等の位置図



凡例 □ : 継続 □ : 新規(拡充) □ : 新規検討
 (県担当課室名 生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室)

X I - 3 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の測定局の整備や成分分析に対する財政支援等について

環境省水・大気環境局

【提案・要望の内容】

微小粒子状物質（PM_{2.5}）の測定局の整備や成分分析の実施について、財政支援を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、中国における深刻な大気汚染の発生を受け、平成25年1月以降、全国的に越境大気汚染への懸念が高まっていることから、県では測定局の整備を順次進め、平成26年度には1局を追加した5局体制で常時監視を行うこととしています。
- (2) しかしながら、国が定める「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」による、当県に必要なPM_{2.5}測定局数は10局とされており、今後も測定局の整備を進める必要があります。
また、国からはPM_{2.5}に係る成分分析の実施も求められていますが、分析や機器の整備には多額の費用がかかるため、測定体制の強化に当たり、更なる財政支援を望みます。
- (3) 合わせて、国には、越境汚染の寄与に関する定量解析や、国直轄の測定地点の追加など、より一層の広域的、効率的な監視体制の構築及び技術的支援を望みます。

(県担当課室名 生活環境部環境管理課)

X I - 4 海岸漂着物対策の推進について

環境省水・大気環境局

【提案・要望の内容】

海岸漂着物対策については、海岸における環境保全や良好な景観維持のため、長期間にわたり継続的な取組が必要であることから、海岸漂着物処理推進法に基づき、処理や発生抑制等に係る財政上の恒久的措置を国の責任により講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 海岸漂着物は、自治体等による回収努力が続けられてきたが、依然として毎年のように発生し、海岸機能の低下や生態系を含めた環境の悪化、景観の悪化をもたらしています。
- (2) 国においては、平成21年7月に「海岸漂着物処理推進法」を定め、「地域グリーンニューディール基金」を創設したことから、県で造成した約9千8百万円の基金により、平成23年度までの3年間、海岸漂着物の回収と処理、発生抑制や普及啓発に係る事業を実施したところですが、平成25年度からは、この基金に代わり「地域環境保全対策費補助金」が設けられたところですが、この制度は今年度までの時限的なものであることから、平成27年度以降も継続的な取組を推進していくためには、恒久的な財政措置を講じる必要があります。

(県担当課室名 生活環境部環境整備課)

X I - 5 旧秋田八幡平クマ牧場の事故を受けた対応について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

旧秋田八幡平クマ牧場の事故と同様の事故の発生防止に向け、動物愛護管理法を改正するとともに、残されたクマについては、現実の問題として行政としても一定の関わりを持たざるを得ない状況にあることから、動物愛護を始め多方面からの事業開催等による支援を行うこと。

(1) 動物愛護管理法の許可基準の厳格化

特定動物の飼養又は保管に関する許可基準において、飼養者の資格要件が定められていないことから、「飼養を的確に継続して行うに足りる経理的基礎・技術的能力を有すること」を追加すること。

(2) 特定動物に関する支援制度の創設

飼養者が資金不足等により飼養が継続できなくなった場合における対応措置として、あらかじめ飼養費用を積み立てる「飼養管理積立金制度」あるいは飼養を始める前に一定額を供託する「保証金制度」などを創設すること。

(3) 阿仁熊牧場に新設するクマ受入施設の国主催事業等による活用

事故後、残されたクマを受け入れた阿仁熊牧場においては、動物愛護のほか環境学習の場、クマに関する調査研究など幅広い取組を計画しており、国においても、全国行事や国機関による研究事業等の実施により、同施設を積極的に活用すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、平成24年4月20日に、鹿角市の秋田八幡平クマ牧場において飼養しているヒグマにより、2名の従業員が死亡するという大変痛ましい事故が発生しました。

残されたクマについては、所有者が受入先を探した上で、それがかなわない場合には所有者の責任で最後の手段（安楽死）を取らざるを得ない状況であったことから、県としても、国内のクマ牧場や（公社）日本動物園水族館協会を通じて全国の動物園に対しクマの受入れをお願いしたところ、北秋田市長から阿仁熊牧場へのヒグマを含む全頭の受入れについて申出がありました。

この申出を受け、県としては、殺処分（安楽死）による県のイメージダウンや地域振興など、全県的な見地から総合的に判断し、全頭を阿仁熊牧場へ移送しました。

- (2) 旧秋田八幡平クマ牧場にいるヒグマを受け入れるためには、新たな施設の整備が必要であり、北秋田市と協議した結果、その費用の全額を県が補助することとしました。

北秋田市が行う施設整備工事は、平成25年7月に着工し、平成26年6月末の完成を目指して進められています。

- (3) 新たなクマの受入施設の整備に合わせ、今後の阿仁熊牧場の円滑な運営に資するため、北秋田市等と協働で「阿仁熊牧場利活用推進協議会」を立ち上げ、県内外の動物愛護団体、学識経験者など専門家からも意見を伺い、入場者の増加、環境学習の場の提供及びクマに関する調査研究などの様々な取組を推進し、交流人口の拡大や地域振興につなげていくこととしています。

- (4) 本年7月には阿仁熊牧場のリニューアルオープンイベントの開催を予定しており、その後も、年間を通じた集客のための事業等を計画しています。リニューアルオープンを契機に、処分を免れた多数のクマが展示されている貴重な施設であることから、ヒトと動物との共生や命の大切さを考える学習の場、クマの生態やマタギ文化の研究の場などに活用することとしています。

(県担当課室名 生活環境部生活衛生課)

XI-6 国立公園の魅力向上を図るための施設整備の拡充等について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 国立公園の優れた自然資源を地域の観光推進や活性化に結び付けるため、「十和田八幡平国立公園」において、観光客の受入に備えた施設整備、外国人利用者にも対応する魅力あるプログラム開発などの取組を、地元自治体等との協働により、一層進めること。
- (2) 国立公園の整備は、平成17年度から国の三位一体改革に伴い、国が原則執行することとなったことから、県がそれ以前に国立公園内に設置した既存施設も含め、国が包括的に施設整備を実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 自然とのふれあいに対する国民ニーズの高まりとともに、自然公園における野外レクリエーションや観光、休養、自然教育の場としての利用の機会が多くなっています。
また、訪日外国人客数は年々増加し、平成25年に初めて1千万人を突破しており、外国人観光客のトレッキングなど自然体験に対するニーズも高いものがあります。
- (2) 「十和田八幡平国立公園」については、国により十和田ビジターセンターの建設等が進められており、県としても、その優れた自然資源を観光推進及び地域活性化につなげるため、官民一体となって整備を図っているところ。

- (3) 国立公園における公園事業については、三位一体の改革により、平成17年度から国が原則執行することになりましたが、それ以前に県が整備した施設については、引き続き県が改築や改修を行わなければならないことから、財政的な負担が年々増加しています。

十和田八幡平国立公園内には、これまで国庫補助事業等により整備した施設が数多く(53か所)あり、年々施設の老朽化が進んでいることから、大規模な改修やリニューアルが必要になってきています。(県単独事業費に占める「国立公園内の施設の改修・補修事業費」の割合は、平成25年度、26年度の2か年平均で、約3割となっています。)

(県担当課室名 生活環境部自然保護課)

X II 安全・安心な暮らしの確保

XII-1 雪対策への支援充実について

内閣府
総務省自治財政局
国土交通省国土政策局、住宅局

【提案・要望の内容】

- (1) 過疎化、高齢化の進行により克雪力が低下している地域において、冬期間の住民の安全・安心な生活を確保するため、生活除雪、高齢者の見守り等の地域ぐるみの取組に対する支援制度を創設・拡充すること。
- (2) 屋根に堆積した雪により倒壊のおそれがある空き家が増加するなど、空き家問題が顕在化しており、自治体による適切な対応を促進するため、その権限を明確にした空き家対策に関する包括的な法制度の整備や財政支援を行うこと。
- (3) 地方交付税制度の充実を図ること。
 - ① 県及び市町村が円滑に雪対策を実施できるよう、豪雪地帯である当県の実情を十分に踏まえ、財政需要の適切な算定を行い、地方交付税総額の増額に配慮すること。
 - ② 各種雪対策を効果的に推進するため、一般補助施設整備等事業債・豪雪対策分に係る財政措置を講ずること。
 - ③ 県及び市町村が実施している、高齢者や障害者等世帯の除排雪費用への助成等に要する経費について、財政措置を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、高齢化の進行が著しく、地域コミュニティ活動が減退してきており、除排雪が十分にできない一人暮らしの高齢者や障害者等の社会的弱者を地域全体で支え合う体制づくりが課題となっています。

このため、県では、市町村における除雪支援体制や地域の取組状況に関する調査を行い、その対策を検討しながら、社会全体で支え合う体制づくりを進めています。

- (2) また、平成24年に改正された「豪雪地帯対策特別措置法」では新たに空き家に係る除排雪等の適正管理の確保について追加されたほか、当県では豪雪を契機として空き家対策の条例化が進んでおり、既に23市町村が空き家対策の関連条例を施行し、空き家の所有者に適切な管理や必要な措置を求めるなどの対策を進めていますが、所有者不明の空き家に対しては、空き家所有者の経済状況によっては、代執行を行った際に地方公共団体が負担した経費が不良債権化するおそれがあります。

空き家問題は、今後、人口減少や高齢化が進む中で全国的な課題となることが懸念されることから、自治体の権限を明確にした空き家対策に関する包括的な法制度の整備や自治体へ財政的な支援を行うなど、国として総合的に対策を進める必要があります。

- (3) 普通交付税の基準財政需要額の算定では、一部の費目（道路橋りょう費、小中学校費等）で、寒冷補正（積雪度）の級地に応じて、基準財政需要額を割り増しして算定していますが、近年の豪雪に伴い、級地における基準額の拡充が必要であります。

また、地方債のうち「一般補助施設整備等事業」は充当率75%、「一般補助施設整備等事業（うち豪雪対策事業）」は充当率80%となっていますが、交付税措置がないため、普通交付税の基準財政需要額への算入が必要です。

当県では、高齢化の進行が著しく、地域コミュニティ機能が減退してきており、除排雪が十分にできない一人暮らしの高齢者や障害者等の社会的弱者が増大してきており、多くの市町村では、そうした世帯の除排雪費用の助成を行っていますが、現下の厳しい財政状況においては、対象者や助成額、助成率、利用回数等に制限を設けざるを得ないことから、より充実した対応を図るためには県及び市町村への財政措置を充実する必要があります。

(県担当課室名 企画振興部地域活力創造課)

XII-2 地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バス等への支援制度について

国土交通省総合政策局、鉄道局、自動車局

【提案・要望の内容】

広域的・幹線的な交通機関である第三セクター鉄道及び路線バスに加え、支線の役割を担うコミュニティ交通についての対策も重要性が増している。

地域の生活交通を確保するため、次のとおりそれぞれの支援制度の充実を要望する。

- (1) 積雪地域のため除雪費の増加が経営に影響を与えることから、第三セクター鉄道の除雪費に対し、道路と同様の支援制度の創設を図ること。
- (2) 第三セクター鉄道の安全運行に係る施設整備に対する国庫補助率を3分の1から2分の1へ引き上げること、又は鉄道事業再構築事業の対象要件を緩和すること。
- (3) 第三セクター鉄道の存続のため、地方自治体が負担する運営費補助に対する支援制度を新たに設けること。
- (4) 路線バスについては、国庫補助の対象とならない部分に対し、県と市町村が独自の助成を行っており負担が大きいことから、国の補助要件等を緩和すること。
- (5) コミュニティ交通については、国庫補助制度が創設されたところであるが、なお県と市町村の負担が大きいことから、補助要件を緩和するとともに、国庫補助上限額の引上げのため十分な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 積雪寒冷地を運行する第三セクター鉄道は、豪雪の年には除雪費が掛かり増しとなり、安定的な経営を困難にする要因となっています。なお、道

路については、3分の2の補助があります。

- (2) 第三セクター鉄道は、地域の生活交通の基幹となる交通機関であり、道路と同様に地域交通において重要な役割を果たしていることから、地域公共交通確保維持改善事業のうち、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、国庫補助率を道路事業と同等水準へ引き上げること（3分の1から2分の1へ）が必要であります。

また、当県では、鉄道の運行に要する費用を県と市町村が助成し、鉄道施設の整備に要する費用を国及び県が負担しており、公有民営等によらない、いわゆる「秋田版上下分離」を行っています。こうした取組についても鉄道事業再構築事業の対象となるよう要件緩和が必要です。

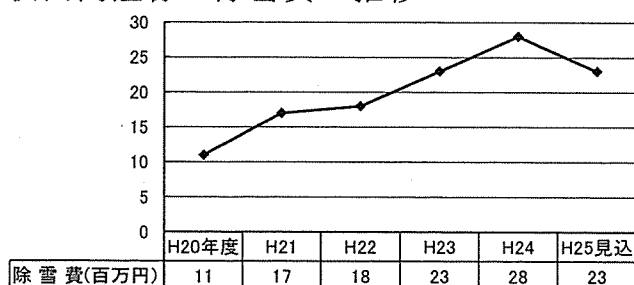
- (3) 第三セクター鉄道の沿線では、少子化や過疎化が進行しているため、定期収入が減少し、鉄道会社の経常収支が著しく悪化しています。鉄道の持続的な運行を確保するため、県と市町村が独自の助成を行っています。

- (4) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金では、主要な地域間を結ぶバス路線の多くが補助要件（輸送量15人以上）を満たすのが難しいほか、対象路線であっても、本県の27系統全てが、平均乗車密度不足（平均乗車密度5人未満）により対象経費の一部がカットされています。

- (5) 当県では、大半の市町村が地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金創設前よりコミュニティ交通を運営しており、県もこれら市町村に独自の助成を行ってきました。これらの取組は、当該国庫補助金の補助要件（新たに運行を開始するもの）に該当しないため、要件緩和が必要です。

また、当該国庫補助金については、「各市町村毎の国庫補助上限額」が年々大幅に引き下げられていることから、補助金交付額の一部がカットされ、必ずしも地方公共団体の負担が軽減されていない実情があります。

<参考> 秋田内陸線の除雪費の推移



(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

XII-3 社会的自立に困難を抱える若者への支援の充実について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
総務省自治行政局

【提案・要望の内容】

ニートやひきこもりといった社会的自立に困難を抱える若者を総合的に支援するため、各市町村が「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者支援地域協議会」を設置する際の、財政上の支援制度の拡充や創設を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、平成18年度から「若者の自立サポート事業」として、社会的自立に困難を抱える若者（以下「若者」という。）への支援に取り組んでおり、関係機関やNPO等のネットワーク形成のための会議の開催や、県内の若者支援に取り組む団体等をまとめたマップを作成しているほか、訪問支援を行うボランティアを「若者自立サポーター」として養成し、相談等に応じて各家庭などへ派遣する事業などを行っています。

こうした取組に加え、平成24年度から各市町村に対して「子ども・若者支援地域協議会」の設置を働きかけたところ、1市1町が平成25年度に協議会を立ち上げていますが、他の地域においては、相談窓口の創設や相談員の配置などに係る財政負担が大きいことなどを理由として、設置が進まない状況にあります。

こうした状況を改善し、地域で若者を支える体制づくりを推進するためには、現在の「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」などの実施に加え、昨年度まで措置されていた特別交付税措置※の延長や、新たな交付金制度の創設など、財政支援の更なる拡充が必要です。

※ 平成23年10月28日付け、総務省地域力創造グループ地域政策課及び平成23年11月2日付け内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室「社会的弱者等の自立支援・知の蓄積等による地域づくりに係る地方財政措置について」の事務連絡による特別交付税措置

(県担当課室名 生活環境部男女共同参画課)

XII-4 自殺対策の推進について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

【提案・要望の内容】

自殺対策基本法に基づき、国の責任において、地方公共団体が行う自殺対策に対しても継続的かつ安定的な財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県における平成24年の自殺者数は293人で、自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）は27.6（全国平均21.0）となっており、平成7年から全国1位の状況が続いています（平成24年人口動態統計月報年計（確定））。
- (2) こうした状況を踏まえ、県では、市町村、大学、医師会、民間団体などの協力を得ながら、平成12年度から「情報提供・啓発」「相談体制の充実」「うつ病対策」「予防事業の推進」「予防研究」の5つの重点項目を掲げて、自殺予防対策に取り組んでいます。
また、平成22年度からは民間を主体とした「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」が中心となり民、学、官が一体となった自殺予防対策を推進しています。
その結果、警察庁統計によると、平成25年の自殺者は前年と比較して18人減少し、297人となりました。
- (3) 国においては、平成18年の「自殺対策基本法」施行及び平成19年の「自殺総合対策大綱」策定など制度上の整備を進めており、地方公共団体への財政支援についても、平成25年度の好循環実現のための経済対策に基づく補正予算により地域自殺対策緊急強化交付金が積み増し交付され、県でも自殺対策事業に活用しています。しかし、事業実施期間が平成26年度までとされていることから、今後の自殺対策について、継続的かつ安定的な財政支援が必要です。

（県担当課室名 健康福祉部健康推進課）

X II - 5 消費者行政の充実に向けた支援について

内閣府消費者庁

【提案・要望の内容】

複雑、多様な消費生活相談が増えてきている中で、国の「地方消費者行政活性化交付金」等を活用することにより、消費生活相談体制の充実・強化が図られてきたところであり、今後とも、継続的、計画的に消費生活相談員の育成や消費者教育などに取り組めるよう、必要な支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県及び県内市町村においては、国の「地方消費者行政活性化交付金」及び「住民生活に光をそそぐ交付金」を基にした秋田県消費生活相談臨時対策基金を活用し、消費生活相談員の増員や、県生活センター北部・南部消費生活相談室の開設などにより、消費生活相談体制の充実・強化を図ってきたところです。
- (2) 国では、平成27年度以降に、交付金を原資とした基金を活用する場合は、県及び市町村が自主財源化計画を提出することを条件としていますが、消費生活相談体制を維持するとともに、市町村相談員等のスキルアップや消費者教育の充実など、消費者行政を積極的に推進するためには、条件の如何にかかわらず、当分の間、国からの継続的な支援が必要です。

(県担当課室名 生活環境部県民生活課)

X II - 6 警察官の増員について

警察庁長官官房

【提案・要望の内容】

県民が安全に安心して暮らせるよう、治安情勢や県民の要望を踏まえた力強い警察活動を強力に推進するため、警察官の増員を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県警察では、県民が身近に不安を感じる犯罪や生命・身体に重大な危険が及ぶおそれのある犯罪の未然防止を県警察の重点課題に掲げて諸対策を強力に推進しています。
- (2) 近年、子供、女性及び高齢者を対象とする犯罪が増加しているところ、昨年は、女性やその親族等を対象とするストーカー事案や配偶者暴力事案の取扱いが過去最多となったほか、年少者に対する声掛け事案や高齢者等を被害者とする特殊詐欺の被害が急増するなど、子供、女性及び高齢者を犯罪から守るための諸対策の推進が急務となっており、これらの事案を主管する生活安全警察の業務量が著しく増加しています。
- (3) 警察署生活安全課は、地域安全ネットワークを通じた防犯教室や防犯訓練の開催、防犯ボランティアに対する活動支援等の犯罪抑止活動のほか、ストーカーやサイバー犯罪等の取締り、風俗営業や銃砲刀剣類等の許認可事務、県民の生命・身体等に危害を及ぼすおそれのある者の保護活動など、県民生活に密接に関係する業務を所管しています。
中でも、急増するストーカー・配偶者暴力事案や子供・女性に対する声掛け等前兆事案の捜査、生命に重大な危険が生じているおそれのある行方不明者の捜索活動などは、その対応の適否が県民の生命・身体の安全に直接影響を及ぼす重要な業務であることから、警察官の増員により強固な体制を確立して県民の安全・安心を確保することが必要です。

(県担当課室名 警察本部警務部警務課)

